

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成16年12月27日
【中間会計期間】	第3期中（自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日）
【会社名】	株式会社みずほフィナンシャルグループ
【英訳名】	Mizuho Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 前田 晃伸
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番5号
【電話番号】	東京 03（5224）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	主計部部长 鈴木 恒徳
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番5号
【電話番号】	東京 03（5224）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	主計部部长 鈴木 恒徳
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪府中央区北浜一丁目8番16号）

# 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

### 1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近2中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

	平成15年度 中間連結会計期間 (自 平成15年 4月1日 至 平成15年 9月30日)	平成16年度 中間連結会計期間 (自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日)	平成14年度 (自 平成14年 4月1日 至 平成15年 3月31日)	平成15年度 (自 平成15年 4月1日 至 平成16年 3月31日)
連結経常収益(百万円)	1,743,165	1,467,994	3,435,997	3,200,626
連結経常利益(は連結経常損失)(百万円)	505,442	298,671	2,130,547	896,486
連結中間純利益(百万円)	255,397	233,941	-	-
連結当期純利益(は連結当期純損失)(百万円)	-	-	2,377,172	406,982
連結純資産額(百万円)	3,274,737	3,537,597	2,861,066	3,644,396
連結総資産額(百万円)	135,484,694	139,327,169	134,032,747	137,750,091
1株当たり純資産額(円)	29,072.85	77,567.14	20,376.71	61,980.34
1株当たり中間純利益(円)	26,320.47	21,706.23	-	-
1株当たり当期純利益(は1株当たり当期純損失)(円)	-	-	254,524.65	36,153.27
潜在株式調整後1株当たり中間純利益(円)	12,301.29	14,175.69	-	-
潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	-	-	-	18,754.94
連結自己資本比率 (国際統一基準)(%)	10.63	11.86	9.53	11.35
営業活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	3,033,795	880,211	2,196,162	6,014,942
投資活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	3,592,128	539,594	206,336	7,402,213
財務活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	161,729	334,085	394,021	130,994
現金及び現金同等物の中間期末残高(百万円)	6,327,649	3,775,619	-	-
現金及び現金同等物の期末残高(百万円)	-	-	7,048,505	5,529,664
従業員数 [外、平均臨時従業員数](人)	49,325 [20,193]	46,928 [18,094]	50,149 [21,022]	47,405 [19,055]

- (注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間純利益」、「1株当たり当期純利益(又は当期純損失)」、及び「潜在株式調整後1株当たり中間純利益(又は当期純利益)」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
- また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 平成14年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であることから記載していません。
4. 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当社は国際統一基準を採用しております。

## (2) 当社の最近2中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第2期中	第3期中	第1期	第2期
決算年月	平成15年9月	平成16年9月	平成15年3月	平成16年3月
営業収益(百万円)	20,393	19,760	957	25,748
経常利益(百万円)	15,036	13,875	55	13,665
中間(当期)純利益 (百万円)	11,251	20,536	30	9,936
資本金(百万円)	1,540,965	1,540,965	1,540,965	1,540,965
発行済株式総数(株)	普通株式 11,295,311.91 優先株式 2,094,030	普通株式 11,938,169.15 優先株式 1,908,130	普通株式 10,582,426.71 優先株式 2,144,930	普通株式 11,926,964.67 優先株式 2,048,930
純資産額(百万円)	3,534,947	3,236,173	3,545,885	3,533,497
総資産額(百万円)	3,598,545	3,402,916	3,595,643	3,600,085
1株当たり中間配当額(円)	普通株式 第一回第一種 優先株式 第二回第二種 優先株式 第三回第三種 優先株式 第四回第四種 優先株式 第六回第六種 優先株式 第七回第七種 優先株式 第八回第八種 優先株式 第九回第九種 優先株式 第十回第十種 優先株式 第十一回第十一種 優先株式 第十二回第十一種 優先株式 第十三回第十三種 優先株式	普通株式 第二回第二種 優先株式 第三回第三種 優先株式 第四回第四種 優先株式 第六回第六種 優先株式 第七回第七種 優先株式 第八回第八種 優先株式 第九回第九種 優先株式 第十回第十種 優先株式 第十一回第十一種 優先株式 第十二回第十一種 優先株式 第十三回第十三種 優先株式		
1株当たり配当額(円)			普通株式 第一回第一種 優先株式 第二回第二種 優先株式 第三回第三種 優先株式 第四回第四種 優先株式 第六回第六種 優先株式 第七回第七種 優先株式 第八回第八種 優先株式 第九回第九種 優先株式 第十回第十種 優先株式 第十一回第十一種 優先株式 第十二回第十一種 優先株式 第十三回第十三種 優先株式	普通株式 3,000 第一回第一種 優先株式 22,500 第二回第二種 優先株式 8,200 第三回第三種 優先株式 14,000 第四回第四種 優先株式 47,600 第六回第六種 優先株式 42,000 第七回第七種 優先株式 11,000 第八回第八種 優先株式 8,000 第九回第九種 優先株式 17,500 第十回第十種 優先株式 5,380 第十一回第十一種 優先株式 165 第十二回第十一種 優先株式 21 第十三回第十三種 優先株式 247
自己資本比率(%)	98.23	95.10	98.61	98.15
従業員数 [外、平均臨時従業員数](人)	278 [27]	233 [20]	273	259

(注) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、「みずほフィナンシャルグループ」（当社及び当社の関係会社。以下、当社グループ）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

## 3【関係会社の状況】

- (1) 当中間連結会計期間において、当社の関連会社から子会社に変更となった会社はありません。  
 (2) 当中間連結会計期間において、当社の子会社から関連会社に変更となった会社はありません。  
 (3) 当中間連結会計期間において、当社の関係会社に該当しないこととなった会社は次のとおりであります。

IBJ LEASING (UK) LTD	興銀リース(株)
IBJ LEASING America Corp	日産リース(株)
ユニバーサルリース(株)	Butler, Chapman & Co. LLC
興銀ファイナンス(株)	

- (4) 当中間連結会計期間において、新たに当社の関係会社となった会社は次のとおりであります。

(連結子会社)

銀行業

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合(%)	当社との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
MCM Investment Advisory, L.L.C.	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	千米ドル 1	投資法人 資産運用業務	100.0 (100.0)	-	-	-	-	-

証券業

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合(%)	当社との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
Marine Projects International Limited	英国 ミドルズブロー 市	千英ポンド 1	プロジェク トマネジメ ント業務	100.0 (100.0)	-	-	-	-	-

その他の事業

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合(%)	当社との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
ボラリス・プリンシパル・ファイナンス(株)	東京都 千代田区	百万円 200	金融業務	50.0 (50.0) [50.0]	-	-	-	-	-

(持分法適用関連会社)

その他の事業

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合(%)	当社との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
マックス・インベストメント・アドバイザー(株)	東京都 中央区	百万円 80	コンサルテ ィング業務	50.0 (50.0)	-	-	-	-	-

- (注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社はありません。
2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書(又は有価証券届出書)を提出している会社はありません。
3. 上記関係会社のうち、中間連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある会社はありません。
4. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の( )内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[ ]内は「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。

#### 4【従業員の状況】

##### (1) 連結会社における従業員数

平成16年9月30日現在

	銀行業	証券業	その他事業	合計
従業員数(人)	35,201 [16,878]	4,275 [593]	7,452 [623]	46,928 [18,094]

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員18,074人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[ ]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

##### (2) 当社の従業員数

平成16年9月30日現在

従業員数(人)	233 [20]
---------	-------------

- (注) 1. 従業員数は、執行役員3人、嘱託及び臨時従業員20人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[ ]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3. 当社の従業員組合は、みずほフィナンシャルグループ従業員組合と称し、当社に在籍する組合員数(他社への出向者を含む。)は779人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1)業績

##### (金融経済環境)

当期の経済情勢を顧みますと、世界経済につきましては、原油価格上昇による米国経済の減速、引き締め政策による中国経済の減速などが懸念されましたが、総じて堅調に推移しました。日本経済につきましては、輸出の伸びの鈍化などはありましたが、企業業績や雇用情勢の改善などを背景に、回復基調を維持しました。

また、国内の金融資本市場におきましては、株価は原油価格上昇やそれに伴う景気減速懸念などを受けてやや軟調に推移しました。長期金利につきましては、当期前半は上昇しましたが、景気減速懸念などを受けて後半は期初の水準に低下しました。こうした中、日本銀行は引き続き金融緩和政策を維持しております。

金融界においては、不良債権処理等の財務上の課題への対応がほぼ完了し、さらなる業界再編や提携の動きが加速しつつあります。また、銀行への証券仲介業の解禁などの規制緩和も進んでおります。金融機関においては、こうした環境変化も踏まえ、競争上の優位性を確保し、収益力の一層の強化を図ることが重要な課題となっております。

##### (業績の概況)

当中間連結会計期間の連結経常収益は1兆4,679億円、連結経常利益は2,986億円、連結中間純利益は2,339億円となりました。

資金運用収支は前年同期比206億円減少し5,645億円となりました。役員取引等収支はシンジケーション関連業務手数料の増加などにより前年同期比187億円増加し2,151億円となりました。特定取引収支は前年同期比591億円減少し700億円となりました。その他業務収支は前年同期比751億円減少し847億円となりました。

営業経費は、コスト削減について人件費・物件費の両面にわたり更なる取り組みを行いました結果、前年同期比91億円減少し5,630億円となりました。

与信関係費用は、企業再生の着実な進展や取引先企業の業績回復等により貸倒引当金を取崩したことから、284億円の利益を計上しました。株式関係損益は、保有株式を継続的に削減したことなどにより、801億円の利益となりました。

以上をふまえ、連結経常利益は前年同期比2,067億円減少し2,986億円となりました。

特別損益は、貸倒引当金の取崩額を特別利益に計上する一方で、固定資産の減損損失や退職給付会計導入時に伴う会計基準変更時差異償却額などを特別損失に計上し、前年同期比587億円増加し1,304億円の利益となりました。

連結経常利益に特別損益を加えまして、税金等調整前中間純利益は4,290億円となりました。

税金等調整前中間純利益に法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額、少数株主利益を加味しました連結中間純利益は前年同期比214億円減少し2,339億円となりました。

連結自己資本比率（国際統一基準）は、11.86%となりました。

事業の種類別セグメントにつきましては、銀行業、証券業、その他の事業に区分して記載しております。

銀行業の経常収益は1兆2,268億円、経常利益は2,173億円となりました。証券業の経常収益は1,836億円、経常利益は627億円となりました。その他の事業の経常収益は1,283億円、経常利益は223億円となりました。

所在地別セグメントにつきましては、日本、米州、欧州、アジア・オセアニアに区分して記載しております。

国内における経常収益は1兆2,908億円、経常利益は2,668億円となりました。米州における経常収益は1,438億円、経常利益は344億円となりました。欧州における経常収益は956億円、経常利益は66億円となりました。アジア・オセアニアにおける経常収益は386億円、経常利益は80億円となりました。なお、海外経常収益は連結経常収益1兆4,679億円に対して2,028億円となりました。

#### (2)キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは預金・譲渡性預金の減少などにより8,802億円の支出となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは有価証券の取得などにより5,395億円の支出となり、財務活動によるキャッシュ・フローは自己株式の取得などにより3,340億円の支出となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は3兆7,756億円となりました。

(3)事業別収支

事業別の資金運用収支は、銀行業で5,535億円、証券業で18億円、その他の事業で125億円、相殺消去額控除後で合計5,645億円となりました。信託報酬は、銀行業で267億円となりました。役務取引等収支は、銀行業で1,426億円、証券業で476億円、その他の事業で680億円、相殺消去額控除後で合計2,151億円となりました。特定取引収支は、銀行業で123億円、証券業で576億円、合計700億円となりました。その他業務収支は、銀行業で715億円、証券業で 3億円、その他の事業で158億円、相殺消去額控除後で合計847億円となりました。

種類	期別	銀行業	証券業	その他の事業	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	596,836	3,300	6,209	14,544	585,201
	当中間連結会計期間	553,515	1,880	12,506	3,316	564,586
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	797,581	50,231	9,007	33,219	823,600
	当中間連結会計期間	726,193	55,094	14,842	19,168	776,962
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	200,745	53,532	2,797	18,675	238,399
	当中間連結会計期間	172,678	53,213	2,336	15,851	212,376
信託報酬	前中間連結会計期間	26,846	-	-	-	26,846
	当中間連結会計期間	26,776	-	-	-	26,776
役務取引等収支	前中間連結会計期間	135,617	37,473	49,005	25,695	196,401
	当中間連結会計期間	142,653	47,662	68,053	43,191	215,178
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	170,989	46,775	55,621	28,224	245,161
	当中間連結会計期間	186,097	55,199	73,978	47,237	268,036
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	35,371	9,301	6,615	2,528	48,760
	当中間連結会計期間	43,443	7,537	5,924	4,046	52,858
特定取引収支	前中間連結会計期間	68,916	60,197	-	-	129,113
	当中間連結会計期間	12,366	57,643	-	-	70,009
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	68,916	60,197	-	-	129,113
	当中間連結会計期間	12,366	57,643	-	-	70,009
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-	-
その他業務収支	前中間連結会計期間	142,313	677	44,452	27,573	159,869
	当中間連結会計期間	71,579	314	15,875	2,408	84,732
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	249,591	737	57,326	28,387	279,267
	当中間連結会計期間	144,797	441	30,063	4,364	170,938
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	107,277	60	12,874	813	119,398
	当中間連結会計期間	73,218	755	14,188	1,955	86,205

(注) 1. 事業区分は、連結会社の主たる事業の内容により区分しております。主な事業の内容は以下の通りです。

銀行業.....銀行業、信託業

証券業.....証券業

その他の事業...クレジットカード業、投資顧問業等

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

3. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除しております。

[次へ](#)

## (4)国内・海外別収支

当中間連結会計期間において、資金運用収支・信託報酬・役務取引等収支・特定取引収支・その他業務収支の合計は9,612億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	582,889	70,137	67,825	585,201
	当中間連結会計期間	502,885	75,792	14,090	564,586
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	737,924	201,517	115,842	823,600
	当中間連結会計期間	653,775	196,776	73,589	776,962
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	155,035	131,380	48,017	238,399
	当中間連結会計期間	150,890	120,984	59,498	212,376
信託報酬	前中間連結会計期間	26,825	20	-	26,846
	当中間連結会計期間	26,755	20	-	26,776
役務取引等収支	前中間連結会計期間	192,395	4,168	162	196,401
	当中間連結会計期間	209,275	11,562	5,660	215,178
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	230,395	28,894	14,128	245,161
	当中間連結会計期間	251,601	36,807	20,371	268,036
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	38,000	24,725	13,965	48,760
	当中間連結会計期間	42,325	25,244	14,711	52,858
特定取引収支	前中間連結会計期間	101,032	28,081	-	129,113
	当中間連結会計期間	44,624	25,385	-	70,009
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	101,630	49,316	21,833	129,113
	当中間連結会計期間	44,624	25,385	-	70,009
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	598	21,235	21,833	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-
その他業務収支	前中間連結会計期間	150,344	8,912	611	159,869
	当中間連結会計期間	82,766	2,023	56	84,732
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	261,176	18,177	85	279,267
	当中間連結会計期間	160,580	10,441	83	170,938
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	110,831	9,264	697	119,398
	当中間連結会計期間	77,814	8,418	26	86,205

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内に本店を有する連結子会社(海外店を除く。以下「国内連結子会社」という。)であります。

2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

4. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除しております。

[次へ](#)

## (5)国内・海外別資金運用 / 調達状況

当中間連結会計期間において、資金運用勘定の平均残高は115兆8,711億円、利息は7,769億円、利回りは1.34%となりました。資金調達勘定の平均残高は116兆8,146億円、利息は2,123億円、利回りは0.36%となりました。

## 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	99,595,230	737,924	1.48
	当中間連結会計期間	105,551,394	653,775	1.23
うち貸出金	前中間連結会計期間	62,747,920	517,272	1.64
	当中間連結会計期間	61,108,068	473,046	1.54
うち有価証券	前中間連結会計期間	24,700,893	199,864	1.61
	当中間連結会計期間	32,278,831	133,581	0.82
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	2,273,384	463	0.04
	当中間連結会計期間	1,246,941	379	0.06
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	171,164	2	0.00
	当中間連結会計期間	183,781	29	0.03
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	6,809,841	701	0.02
	当中間連結会計期間	7,321,262	1,701	0.04
うち預け金	前中間連結会計期間	1,202,055	6,919	1.15
	当中間連結会計期間	1,266,216	7,972	1.25
資金調達勘定	前中間連結会計期間	103,812,274	155,035	0.29
	当中間連結会計期間	107,018,300	150,890	0.28
うち預金	前中間連結会計期間	61,376,811	36,225	0.11
	当中間連結会計期間	63,678,397	28,723	0.09
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	8,229,948	1,704	0.04
	当中間連結会計期間	10,102,803	1,237	0.02
うち債券	前中間連結会計期間	11,256,166	50,186	0.89
	当中間連結会計期間	8,984,378	36,579	0.81
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	11,225,045	820	0.01
	当中間連結会計期間	8,542,698	510	0.01
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	1,216,197	42	0.00
	当中間連結会計期間	2,085,119	8,984	0.86
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	4,936,898	6,132	0.24
	当中間連結会計期間	7,474,657	5,602	0.14
うちコマーシャル・ペーパー	前中間連結会計期間	901,923	490	0.10
	当中間連結会計期間	952,722	439	0.09
うち借入金	前中間連結会計期間	3,243,327	47,811	2.94
	当中間連結会計期間	4,246,869	61,563	2.89

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高等を利用しております。
2. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。
3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

## 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	13,508,010	201,517	2.98
	当中間連結会計期間	14,792,429	196,776	2.66
うち貸出金	前中間連結会計期間	7,096,170	115,328	3.25
	当中間連結会計期間	6,628,333	107,591	3.24
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,084,030	21,470	3.96
	当中間連結会計期間	1,216,586	21,188	3.48
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	345,575	2,508	1.45
	当中間連結会計期間	192,116	1,949	2.03
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	3,704,189	38,366	2.07
	当中間連結会計期間	5,781,008	56,042	1.93
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち預け金	前中間連結会計期間	907,526	8,863	1.95
	当中間連結会計期間	630,358	5,569	1.76
資金調達勘定	前中間連結会計期間	12,226,338	131,380	2.14
	当中間連結会計期間	13,565,901	120,984	1.78
うち預金	前中間連結会計期間	3,127,141	22,433	1.43
	当中間連結会計期間	3,073,540	20,780	1.35
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	131,136	1,287	1.96
	当中間連結会計期間	156,437	1,593	2.03
うち債券	前中間連結会計期間	6,379	45	1.41
	当中間連結会計期間	2,636	13	1.00
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	55,766	653	2.34
	当中間連結会計期間	60,336	799	2.64
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	7,174,730	65,254	1.81
	当中間連結会計期間	7,458,149	61,932	1.66
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うちコマーシャル・ペーパー	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち借入金	前中間連結会計期間	170,627	3,331	3.90
	当中間連結会計期間	96,940	1,691	3.49

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の海外連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高等を利用してあります。

2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

[次へ](#)

合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り（％）
		小計	相殺消去額（ ）	合計	小計	相殺消去額（ ）	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	113,103,240	3,112,656	109,990,583	939,442	115,842	823,600	1.49
	当中間連結会計期間	120,343,824	4,472,653	115,871,171	850,552	73,589	776,962	1.34
うち貸出金	前中間連結会計期間	69,844,091	1,819,636	68,024,454	632,601	30,078	602,522	1.77
	当中間連結会計期間	67,736,402	2,298,426	65,437,976	580,638	40,001	540,636	1.65
うち有価証券	前中間連結会計期間	25,784,924	904,838	24,880,085	221,335	72,531	148,803	1.19
	当中間連結会計期間	33,495,418	868,923	32,626,494	154,769	23,025	131,744	0.80
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	2,618,959	-	2,618,959	2,972	0	2,972	0.22
	当中間連結会計期間	1,439,057	924	1,438,133	2,329	12	2,317	0.32
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	3,875,353	5,993	3,869,360	38,369	-	38,369	1.98
	当中間連結会計期間	5,964,789	1,105,013	4,859,775	56,072	9,190	46,882	1.92
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	6,809,841	6,226	6,803,614	701	15	685	0.02
	当中間連結会計期間	7,321,262	1,485	7,319,777	1,701	0	1,700	0.04
うち預け金	前中間連結会計期間	2,109,581	305,923	1,803,658	15,782	410	15,372	1.70
	当中間連結会計期間	1,896,574	191,999	1,704,575	13,541	932	12,609	1.47
資金調達勘定	前中間連結会計期間	116,038,612	2,377,125	113,661,487	286,416	48,017	238,399	0.41
	当中間連結会計期間	120,584,202	3,769,555	116,814,647	271,875	59,498	212,376	0.36
うち預金	前中間連結会計期間	64,503,952	310,793	64,193,159	58,659	1,179	57,479	0.17
	当中間連結会計期間	66,751,937	203,765	66,548,171	49,503	890	48,613	0.14
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	8,361,084	-	8,361,084	2,992	-	2,992	0.07
	当中間連結会計期間	10,259,241	-	10,259,241	2,830	-	2,830	0.05
うち債券	前中間連結会計期間	11,262,545	1,157	11,261,388	50,231	-	50,231	0.89
	当中間連結会計期間	8,987,015	528	8,986,487	36,592	-	36,592	0.81
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	11,280,811	2,763	11,278,048	1,474	9	1,464	0.02
	当中間連結会計期間	8,603,035	1,995	8,601,039	1,309	4	1,304	0.03
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	8,390,927	5,868	8,385,058	65,296	0	65,296	1.55
	当中間連結会計期間	9,543,269	681,446	8,861,822	70,916	9,185	61,730	1.39
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	4,936,898	6,381	4,930,516	6,132	18	6,113	0.24
	当中間連結会計期間	7,474,657	422,768	7,051,889	5,602	6	5,595	0.15
うちコマースナル・ペーパー	前中間連結会計期間	901,923	-	901,923	490	-	490	0.10
	当中間連結会計期間	952,722	-	952,722	439	-	439	0.09
うち借入金	前中間連結会計期間	3,413,954	1,948,983	1,464,970	51,142	34,333	16,809	2.29
	当中間連結会計期間	4,343,809	2,413,283	1,930,526	63,255	49,154	14,100	1.46

(注) 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

[次へ](#)

## (6)国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間において、役務取引等収益は2,680億円、役務取引等費用は528億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	230,395	28,894	14,128	245,161
	当中間連結会計期間	251,601	36,807	20,371	268,036
うち預金・債券・貸出業務	前中間連結会計期間	41,596	11,638	14	53,220
	当中間連結会計期間	44,263	15,064	493	58,834
うち為替業務	前中間連結会計期間	55,890	2,340	9	58,220
	当中間連結会計期間	54,688	1,912	13	56,587
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	40,745	6,821	4,314	43,251
	当中間連結会計期間	49,572	6,934	5,195	51,311
うち代理業務	前中間連結会計期間	17,836	405	233	18,007
	当中間連結会計期間	19,063	327	110	19,279
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	4,926	13	0	4,939
	当中間連結会計期間	4,801	0	0	4,801
うち保証業務	前中間連結会計期間	14,433	2,718	265	16,885
	当中間連結会計期間	10,539	2,324	398	12,465
うち信託関連業務	前中間連結会計期間	16,532	1,467	-	18,000
	当中間連結会計期間	18,138	1,491	-	19,630
役務取引等費用	前中間連結会計期間	38,000	24,725	13,965	48,760
	当中間連結会計期間	42,325	25,244	14,711	52,858
うち為替業務	前中間連結会計期間	14,241	78	2	14,316
	当中間連結会計期間	14,465	59	162	14,361

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。  
 2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。  
 3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

[次へ](#)

(7) 国内・海外別特定取引の状況  
 特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間において、特定取引収益は700億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	101,630	49,316	21,833	129,113
	当中間連結会計期間	44,624	25,385	-	70,009
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	38,234	46,768	-	85,002
	当中間連結会計期間	36,474	7,241	-	43,716
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間	-	2,548	598	1,950
	当中間連結会計期間	659	321	-	980
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	62,424	-	21,234	41,189
	当中間連結会計期間	6,751	17,822	-	24,573
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	971	-	0	971
	当中間連結会計期間	738	0	-	739
特定取引費用	前中間連結会計期間	598	21,235	21,833	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間	598	-	598	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間	-	21,234	21,234	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間	-	0	0	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。

2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

4. 内訳科目はそれぞれの収益と費用で相殺し、収益が上回った場合には収益欄に、費用が上回った場合には費用欄に、国内・海外・合計ごとの純額を表示しております。

特定取引資産・負債の内訳（末残）

当中間連結会計期間末において、特定取引資産は11兆273億円、特定取引負債は7兆8,273億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	6,910,339	3,594,029	1,353,775	9,150,593
	当中間連結会計期間	9,167,558	2,748,376	888,558	11,027,377
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	3,735,783	1,633,480	-	5,369,263
	当中間連結会計期間	5,921,751	1,280,918	429	7,202,239
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	25,153	907	-	26,061
	当中間連結会計期間	34,791	2,538	282	37,046
うち特定取引有価証券	前中間連結会計期間	-	179,720	-	179,720
	当中間連結会計期間	330,846	318,791	-	649,638
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	193	1,073	991	275
	当中間連結会計期間	1,079	2,436	1,393	2,122
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	2,309,524	1,778,846	1,352,783	2,735,586
	当中間連結会計期間	1,902,626	1,143,692	886,451	2,159,867
うちその他の特定取引資産	前中間連結会計期間	839,685	-	-	839,685
	当中間連結会計期間	976,464	-	-	976,464
特定取引負債	前中間連結会計期間	5,036,969	2,843,487	1,353,030	6,527,425
	当中間連結会計期間	6,386,405	2,329,032	888,128	7,827,309
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	2,890,328	849,197	-	3,739,526
	当中間連結会計期間	4,288,297	806,352	-	5,094,649
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	15,506	5	-	15,511
	当中間連結会計期間	28,693	101	282	28,511
うち特定取引売付債券	前中間連結会計期間	-	210,960	-	210,960
	当中間連結会計期間	315,184	385,271	-	700,456
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	1,642	20	991	670
	当中間連結会計期間	990	1,215	1,393	812
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	2,129,492	1,783,304	1,352,039	2,560,757
	当中間連結会計期間	1,753,239	1,136,091	886,451	2,002,879
うちその他の特定取引負債	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。

2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

[次へ](#)

(8) 国内・海外別預金残高の状況  
預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	63,129,703	2,772,966	296,421	65,606,248
	当中間連結会計期間	63,729,813	3,371,949	180,947	66,920,815
うち流動性預金	前中間連結会計期間	35,154,382	541,257	4,852	35,690,787
	当中間連結会計期間	35,880,777	601,348	3,619	36,478,506
うち定期性預金	前中間連結会計期間	23,404,164	2,088,093	269,015	25,223,242
	当中間連結会計期間	22,066,551	2,628,663	171,894	24,523,321
うちその他	前中間連結会計期間	4,571,155	143,615	22,553	4,692,218
	当中間連結会計期間	5,782,484	141,936	5,433	5,918,987
譲渡性預金	前中間連結会計期間	8,600,690	122,852	-	8,723,542
	当中間連結会計期間	8,962,630	165,870	-	9,128,500
総合計	前中間連結会計期間	71,730,393	2,895,818	296,421	74,329,790
	当中間連結会計期間	72,692,443	3,537,820	180,947	76,049,315

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。  
2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。  
3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。  
4. 預金の区分は次のとおりであります。  
流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金  
定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

(9) 国内・海外別債券残高の状況  
債券の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
利付債券	前中間連結会計期間	8,992,516	-	-	8,992,516
	当中間連結会計期間	7,567,060	-	-	7,567,060
割引債券	前中間連結会計期間	1,683,195	-	-	1,683,195
	当中間連結会計期間	886,914	-	-	886,914
外貨建債券	前中間連結会計期間	27,456	3,932	1,112	30,275
	当中間連結会計期間	6,555	1,004	-	7,559
合計	前中間連結会計期間	10,703,167	3,932	1,112	10,705,987
	当中間連結会計期間	8,460,530	1,004	-	8,461,535

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。  
2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。  
3. 「相殺消去額」には、内部取引金額等を記載しております。  
4. 「利付債券」には、利付みずほ銀行債券及び利付みずほコーポレート銀行債券を含んでおります。  
5. 「割引債券」には、割引みずほ銀行債券を含んでおります。

(10) 国内・海外別貸出金残高の状況  
業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成15年9月30日		平成16年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	63,271,846	100.00	59,963,811	100.00
製造業	9,125,543	14.42	8,003,355	13.35
農業	59,475	0.09	47,892	0.08
林業	2,198	0.00	1,419	0.00
漁業	13,464	0.02	7,818	0.01
鉱業	136,264	0.22	122,841	0.21
建設業	2,075,415	3.28	1,727,309	2.88
電気・ガス・熱供給・水道業	960,949	1.52	1,073,028	1.79
情報通信業	1,028,447	1.63	920,226	1.54
運輸業	3,184,576	5.03	2,976,863	4.97
卸売・小売業	8,142,428	12.87	7,190,340	11.99
金融・保険業	6,759,151	10.68	6,885,603	11.48
不動産業	7,122,563	11.26	6,729,555	11.22
各種サービス業	10,645,092	16.83	10,160,328	16.94
地方公共団体	254,284	0.40	401,049	0.67
その他	13,761,991	21.75	13,716,179	22.87
海外及び特別国際金融取引勘定分	4,718,304	100.00	4,333,165	100.00
政府等	157,967	3.35	174,101	4.02
金融機関	440,379	9.33	405,136	9.35
その他	4,119,957	87.32	3,753,927	86.63
合計	67,990,151	-	64,296,977	-

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。

2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

外国政府等向け債権残高（国別）

期別	国別	外国政府等向け債権残高（百万円）
平成15年9月30日	インドネシア共和国	59,837
	その他（7か国）	3,855
	合計	63,692
	（資産の総額に対する割合）	（ 0.04 % ）
平成16年9月30日	インドネシア共和国	45,327
	その他（5か国）	522
	合計	45,849
	（資産の総額に対する割合）	（ 0.03% ）

（注）日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

(11)国内・海外別有価証券の状況

有価証券残高（末残）

種類	期別	国内	海外	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前中間連結会計期間	15,357,826	-	15,357,826
	当中間連結会計期間	20,965,991	-	20,965,991
地方債	前中間連結会計期間	102,884	-	102,884
	当中間連結会計期間	185,617	-	185,617
短期社債	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
社債	前中間連結会計期間	1,344,873	2,797	1,347,670
	当中間連結会計期間	1,780,470	1,805	1,782,275
株式	前中間連結会計期間	5,061,408	-	5,061,408
	当中間連結会計期間	4,882,535	-	4,882,535
その他の証券	前中間連結会計期間	4,260,262	1,026,477	5,286,739
	当中間連結会計期間	4,404,629	1,046,343	5,450,973
合計	前中間連結会計期間	26,127,254	1,029,274	27,156,529
	当中間連結会計期間	32,219,244	1,048,148	33,267,393

（注）1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。

2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

[次へ](#)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件(平成10年大蔵省告示第62号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、国際統一基準を適用のうえ、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成15年9月30日	平成16年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	1,540,965	1,540,965
	うち非累積的永久優先株(注1)	-	-
	新株式払込金	-	-
	資本剰余金	1,262,267	1,022,559
	利益剰余金	172,099	634,317
	連結子会社の少数株主持分	1,030,063	1,075,738
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	959,721	937,292
	その他有価証券の評価差損( )	-	-
	自己株式払込金	-	-
	自己株式( )	134,139	134,265
	為替換算調整勘定	78,236	95,164
	営業権相当額( )	108	36
	連結調整勘定相当額( )	-	-
	計 (A)	3,792,911	4,044,113
補完的項目	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注2)	612,721	590,292
	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	159,785	292,085
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	279,733	165,153
	一般貸倒引当金	1,512,192	834,681
	負債性資本調達手段等	2,755,094	2,753,188
	うち永久劣後債務(注3)	1,155,712	814,432
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	1,599,381	1,938,756
	計	4,706,806	4,045,109
うち自己資本への算入額 (B)	3,792,911	4,044,113	
準補完的項目	短期劣後債務	-	-
	うち自己資本への算入額 (C)	-	-
控除項目	控除項目(注5) (D)	121,561	113,549
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	7,464,260	7,974,677

項目		平成15年9月30日	平成16年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	65,136,839	60,760,351
	オフ・バランス取引項目	4,234,173	5,381,391
	信用リスク・アセットの額 (F)	69,371,013	66,141,742
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H)/8%) (G)	833,180	1,097,674
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	66,654	87,813
	計((F)+(G)) (I)	70,204,193	67,239,417
連結自己資本比率(国際統一基準) = E / I × 100 (%)		10.63	11.86

(注) 1. 当社の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。

2. 告示第4条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
3. 告示第5条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
  - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
4. 告示第5条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
5. 告示第7条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

( ) 優先出資証券の概要

当社は、当社の海外特別目的会社が発行している下記1の各優先出資証券及び当社の連結子会社である株式会社みずほコーポレート銀行の海外特別目的会社が発行している下記2の各優先出資証券を当社の「連結自己資本比率」の「基本的項目」に算入しております。

1. 当社の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	Mizuho Preferred Capital (Cayman) Limited (以下、「MPC」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC優先出資証券」という。)	Mizuho Preferred Capital (Cayman) 1 Limited (以下、「MPC 1」といい、以下に記載される優先出資証券Series A及びSeries Bを総称して「本MPC 1優先出資証券」という。)	Mizuho Preferred Capital (Cayman) 2 Limited (以下、「MPC 2」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC 2優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし	定めなし
任意償還	平成21年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	Series A 平成24年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要) Series B 平成19年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	平成19年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)
配当	変動配当(金利ステップ・アップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	Series A 変動配当(金利ステップ・アップなし。) Series B 変動配当(平成24年6月の配当支払日以降は、100ベース・ポイントのステップ・アップ金利が付される。) (何れも下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	変動配当(ただし、平成24年6月の配当支払日以降は、100ベース・ポイントのステップ・アップ金利が付される。)(下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)
配当支払日	毎年6月の最終営業日	毎年6月の最終営業日	毎年6月の最終営業日
発行総額	1,760億円	Series A 1,710億円 Series B 1,125億円	730億円
払込日	平成11年3月15日	平成14年2月14日	平成14年2月14日

配当停止条件	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 当社がMPCに対して損失補填事由証明書（注1）を交付した場合 当社優先株式（注2）への配当が停止された場合 当社がMPCに対して可処分配当可能利益（注3）が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書（注4）を交付した場合 配当支払日が強制配当日（注5）でなく、かつ、当社がMPCに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 当社がMPC1に対して損失補填事由証明書（注1）を交付した場合 当社優先株式（注2）への配当が停止された場合 当社がMPC1に対して可処分配当可能利益（注3）が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書（注4）を交付した場合 配当支払日が強制配当日（注5）でなく、かつ、当社がMPC1に対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 当社がMPC2に対して損失補填事由証明書（注1）を交付した場合 当社優先株式（注2）への配当が停止された場合 当社がMPC2に対して可処分配当可能利益（注3）が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書（注4）を交付した場合 配当支払日が強制配当日（注5）でなく、かつ、当社がMPC2に対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合
強制配当事由	ある会計年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券（注6）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書（注1）が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）及び配当可能利益制限証明書（注4）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）に服する。	ある会計年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券（注6）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書（注1）が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）及び配当可能利益制限証明書（注4）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）に服する。	ある会計年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券（注6）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書（注1）が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）及び配当可能利益制限証明書（注4）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）に服する。
配当可能利益制限	当社がMPCに対して配当可能利益制限証明書（注4）を交付した場合、配当は可処分配当可能利益（注3）に制限される。	当社がMPC1に対して配当可能利益制限証明書（注4）を交付した場合、配当は可処分配当可能利益（注3）に制限される。	当社がMPC2に対して配当可能利益制限証明書（注4）を交付した場合、配当は可処分配当可能利益（注3）に制限される。
配当制限	当社優先株式（注2）への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券（注6）への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式（注2）への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券（注6）への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式（注2）への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券（注6）への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当社優先株式（注2）と同格	当社優先株式（注2）と同格	当社優先株式（注2）と同格

次へ

優先出資証券の概要（つづき）

発行体	Mizuho Preferred Capital (Cayman) 5 Limited (以下、「MPC 5」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC 5 優先出資証券」という。)	Mizuho Preferred Capital (Cayman) 6 Limited (以下、「MPC 6」といい、以下に記載される優先出資証券Series A及びSeries Bを総称して「本MPC 6 優先出資証券」という。)	Mizuho Preferred Capital (Cayman) 7 Limited (以下、「MPC 7」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC 7 優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券

償還期日	定めなし	定めなし	定めなし
任意償還	平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)
配当	変動配当(ただし、平成25年6月の配当支払日以降は、100ベシス・ポイントのステップ・アップ金利が付される。)(下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	Series A、Series Bともに変動配当(ただし、平成25年6月の配当支払日以降は、100ベシス・ポイントのステップ・アップ金利が付される。)(下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	変動配当(ただし、平成25年6月の配当支払日以降は、100ベシス・ポイントのステップ・アップ金利が付される。)(下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)
配当支払日	毎年6月の最終営業日	毎年6月の最終営業日	毎年6月の最終営業日
発行総額	455億円	Series A 195億円 Series B 25億円	510億円
払込日	平成14年8月9日	Series A 平成14年8月9日 Series B 平成14年8月30日	平成14年8月30日
配当停止条件	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 当社がMPC5に対して損失補填事由証明書(注1)を交付した場合 当社優先株式(注2)への配当が停止された場合 当社がMPC5に対して可処分配当可能利益(注3)が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書(注4)を交付した場合 配当支払日が強制配当日(注5)でなく、かつ、当社がMPC5に対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 当社がMPC6に対して損失補填事由証明書(注1)を交付した場合 当社優先株式(注2)への配当が停止された場合 当社がMPC6に対して可処分配当可能利益(注3)が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書(注4)を交付した場合 配当支払日が強制配当日(注5)でなく、かつ、当社がMPC6に対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 当社がMPC7に対して損失補填事由証明書(注1)を交付した場合 当社優先株式(注2)への配当が停止された場合 当社がMPC7に対して可処分配当可能利益(注3)が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書(注4)を交付した場合 配当支払日が強制配当日(注5)でなく、かつ、当社がMPC7に対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合
強制配当事由	ある会計年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券(注6)の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書(注1)が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件(発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)及び配当可能利益制限証明書(注4)がそれに関して交付されていないという条件(交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)に服する。	ある会計年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券(注6)の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書(注1)が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件(発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)及び配当可能利益制限証明書(注4)がそれに関して交付されていないという条件(交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)に服する。	ある会計年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券(注6)の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書(注1)が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件(発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)及び配当可能利益制限証明書(注4)がそれに関して交付されていないという条件(交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)に服する。

配当可能利益制限	当社がMPC 5 に対して配当可能利益制限証明書（注 4）を交付した場合、配当は可処分配当可能利益（注 3）に制限される。	当社がMPC 6 に対して配当可能利益制限証明書（注 4）を交付した場合、配当は可処分配当可能利益（注 3）に制限される。	当社がMPC 7 に対して配当可能利益制限証明書（注 4）を交付した場合、配当は可処分配当可能利益（注 3）に制限される。
配当制限	当社優先株式（注 2）への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券（注 6）への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式（注 2）への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券（注 6）への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式（注 2）への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券（注 6）への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当社優先株式（注 2）と同格	当社優先株式（注 2）と同格	当社優先株式（注 2）と同格

(注) 1. 損失補填事由証明書

損失補填事由が発生し継続している場合に当社が各発行体に対して交付する証明書（ただし、損失補填事由が以下の 場合には、その交付は当社の裁量による）であり、損失補填事由とは、当社につき、以下の事由が発生する場合をいう。当社によりもしくは当社に対して、清算手続が開始され、または当社に対する破産宣告がなされ、もしくは会社更生手続等が開始された場合、会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、商法に基づく会社整理手続の開始宣告、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合、または、破産法に基づく強制和議のための債権者集会開催通知が当社の債権者に対して送付された場合、監督当局が、当社が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは当社を特別公的管理の対象とすることを宣言した場合または第三者に譲渡する命令を発した場合、自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合、債務不履行またはその恐れのある場合、債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

2. 当社優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当社の優先株式の中で配当に関し最上位の請求権を有する優先株式。今後発行される同等の優先株式を含む。

3. 可処分配当可能利益

ある会計年度の直前の会計年度に係る当社の配当可能利益から、ある会計年度において当社優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額（ただし、ある会計年度に当社優先株式に支払われる中間配当は、可処分配当可能利益の計算上含まれない。）の合計額を控除したものをいう。ただし、当社以外の会社によって発行される証券で、配当請求権、清算時における権利等が当社の財務状態及び業績を参照することにより決定され、当該発行会社に関連して、パリティ優先出資証券がMPC（MPC 1、MPC 2、MPC 5、MPC 6、MPC 7の欄については、それぞれMPC 1、MPC 2、MPC 5、MPC 6、MPC 7）との関連で有するのと同格の劣後性を有する証券（以下、「パラレル証券」という。）が存在する場合には、可処分配当可能利益は以下のように調整される。

調整後の可処分配当可能利益 = 可処分配当可能利益 × (パリティ優先出資証券の満額配当の総額) / (パリティ優先出資証券の満額配当の総額 + パラレル証券の満額配当の総額)

4. 配当可能利益制限証明書

可処分配当可能利益が配当支払日に支払われる配当金総額を下回る場合に、当社から定時株主総会以前に発行体に交付される証明書で、当該会計年度における可処分配当可能利益を記載するものをいう。

5. 強制配当日

当社普通株式について配当がなされた会計年度が終了する暦年の 6 月の配当支払日をいう。

6. パリティ優先出資証券

MPC（MPC 1、MPC 2、MPC 5、MPC 6、MPC 7 については、それぞれMPC 1、MPC 2、MPC 5、MPC 6、MPC 7）が発行し、償還期日の定めがないことや配当支払日及び払込金の使途が本MPC優先出資証券（MPC 1、MPC 2、MPC 5、MPC 6、MPC 7 については、それぞれ本MPC 1 優先出資証券、本MPC 2 優先出資証券、本MPC 5 優先出資証券、本MPC 6 優先出資証券、本MPC 7 優先出資証券。以下、本注記において同様。）と同じである優先出資証券及び本MPC優先出資証券の総称。（たとえば、MPC 1 のケースでは、パリティ優先出資証券とはSeries A、Series B及び今後新たに発行される場合上記条件を満たす優先出資証券を含めた総称。）

2. 株式会社みずほコーポレート銀行（以下、「同行」という。）の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	Mizuho Preferred Capital Company L.L.C.（以下、「MPC」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC優先出資証券」という。）	Mizuho JGB Investment L.L.C.（以下、「MJJ」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MJJ優先出資証券」という。）
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし
任意償還	平成20年 6 月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）	平成20年 6 月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）

配当	当初10年間は固定配当（ただし、平成20年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用されるとともに、ステップ・アップ配当が付される。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）	当初10年間は固定配当（ただし、平成20年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用されるとともに、ステップ・アップ配当が付される。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）
配当支払日	毎年6月及び12月の最終営業日	毎年6月及び12月の最終営業日
発行総額	10億米ドル	16億米ドル
払込日	平成10年2月23日	平成10年3月16日
配当停止条件	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない（ただし、下記の強制配当事由に該当する場合は除く）。 同行の連結自己資本比率または基本的項目の比率が銀行規制法令の定める最低水準を下回った場合であって、かつ本MPC優先出資証券への配当禁止通知（注1）が出された場合 同行につき会社清算手続開始、破産宣告または清算的会社更生計画の認可がなされた場合 同行優先株式（注2）への配当が停止され、かつ同行がMPCに対し同行優先株式への配当停止について書面で通知をしたか、もしくは本MPC優先出資証券への配当禁止通知（注1）が出された場合 同行の株式に対する一切の配当が停止され、かつ本MPC優先出資証券への配当禁止通知（注1）が出された場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない（ただし、下記の強制配当事由に該当する場合は除く）。 同行の連結自己資本比率または基本的項目の比率が銀行規制法令の定める最低水準を下回った場合であって、かつ本MJI優先出資証券への配当禁止通知（注1）が出された場合 同行につき会社清算手続開始、破産宣告または清算的会社更生計画の認可がなされた場合 同行優先株式（注2）への配当が停止され、かつ同行がMJIに対し同行優先株式への配当停止について書面で通知をしたか、もしくは本MJI優先出資証券への配当禁止通知（注1）が出された場合 同行の株式に対する一切の配当が停止され、かつ本MJI優先出資証券への配当禁止通知（注1）が出された場合
強制配当事由	同行が何らかの株式について配当を実施した場合には、当該営業年度終了後に開始する連続した2配当期間（注3）にかかる配当支払日において、本MPC優先出資証券の満額の配当を実施しなければならない（配当停止条件におけるの状態が生じている場合を除く）。	同行が何らかの株式について配当を実施した場合には、当該営業年度終了後に開始する連続した2配当期間（注3）にかかる配当支払日において、本MJI優先出資証券の満額の配当を実施しなければならない（配当停止条件におけるの状態が生じている場合を除く）。
配当可能利益制限	定めなし	定めなし
配当制限	定めなし	定めなし
残余財産請求権	同行優先株式（注2）と同格	同行優先株式（注2）と同格

(注) 1. 配当禁止通知

Mizuho Preferred Capital Company L.L.C. (Mizuho JGB Investment L.L.C.についてはMizuho JGB Investment L.L.C.) について、配当支払日の10日以上前にMizuho Preferred Capital Holdings Inc. (Mizuho JGB Investment L.L.C.についてはMizuho JGB Investment Holdings Inc.) (米国における発行体の中間持株会社) が発行体に交付する当該配当支払日に配当を支払わない旨を指示した通知のこと。

2. 同行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、同行の優先株式の中で配当に関し最上位の請求権を有する優先株式。今後発行される同等の優先株式を含む。

3. 配当期間

6月の最終営業日の翌日から12月の最終営業日までの期間及び12月の最終営業日の翌日から6月の最終営業日までの期間をいう。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の特殊性から該当する情報がないため、記載しておりません。

### 3【対処すべき課題】

今年度は金融再生プログラムの最終年度にあたるとともに、平成17年4月1日にはペイオフ完全解禁を迎えます。こうした中、私どもは、今年度を「みずほの真価を發揮する一年」と位置付け、既に大幅な改善を見せた財務の健全性を更に向上することはもちろんのこと、経営戦略をフェーズ転換させ、今後のトップライン収益の拡大を目指してまいります。具体的には、顧客セグメント・事業特性に応じたグループ各社の戦略展開の加速化や相互の連携の強化により、グループとしてのみずほの強みを最大限に發揮し、収益力の飛躍的な増強を図ってまいります。

まず、みずほ銀行は、個人マーケットにおいて、コンサルティングビジネス及び個人ローン分野におけるNo.1の確立を目指して、フィナンシャルコンサルタントや相談専用窓口の拡充、住宅ローンセンターの拠点拡大など、重点的な経営資源投下を行ってまいります。

また、平成16年8月に開始した新会員制サービス「みずほマイレージクラブ」と株式会社クレディセゾンの「セゾンカード」との融合によるクレジットサービスの拡充、株式会社オリエントコーポレーションとの提携による無担保ローン販売チャネルの拡充等により、サービスのレベルアップを図ってまいります。

加えて、中堅・中小企業マーケットにおきましては、審査運営の見直し等を通じ貸出増強を図るとともに、「ビジネス金融センター」の拠点網拡大により小規模法人向け対応力も強化してまいります。また、ソリューションの提供による貸出シェアの拡大についても従来以上に積極的に進めてまいります。

みずほコーポレート銀行は、M&A、シンジケートローン、CMSなどグループの持つあらゆる商品・サービスを提供し、ソリューションバンク機能をフルに發揮することで、お客さまの企業価値向上に繋げるソリューション営業を徹底してまいります。そのためにも、シンジケーションビジネスにおきましては、対象案件の拡大、投資家層の開拓、貸出債権流通業務推進体制の強化などを通じてマーケットの更なる拡大に努めるとともに、各種商品・サービスにおけるみずほの強みを一段と向上させてまいります。また、市場・ALM業務におきましても、デリバティブ等の市場性商品のセールス体制を強化するなど、強大な顧客基盤を最大限に活用してまいります。

みずほ信託銀行は、みずほ銀行・みずほコーポレート銀行との連携を一段と強化するとともに、不動産、資産流動化、プライベートバンキングなどの成長分野への積極的な資源投下を行い、財産管理部門の収益拡大を図ってまいります。また、みずほ証券は、証券・インベストメントバンキング業務におけるマーケットリーダーとしての地位を目指し、株式関連業務を中心とした経営インフラの整備や他社との業務提携等による顧客基盤の拡大を進めており、飛躍的な収益拡大を目指してまいります。

こうした収益拡大策に加え、コスト削減につきましては、店舗統廃合や人員の効率化などに加え、システム統合完了後のIT関連コストの削減などにより、再生専門子会社を含めたみずほ銀行、みずほコーポレート銀行合算の経費総額を、平成18年度には7,000億円程度にまで削減し、聖域なきリストラを完遂してまいります。なお、みずほ銀行におけるシステム統合につきましては、当社グループの最重要課題のひとつとして平成16年7月から取り組み、平成16年12月をもって完了いたしました。引き続きシステムの安定稼働に注力してまいります。

また、財務の健全性向上につきましても、「みずほの企業再生プロジェクト」の進展により、平成14年9月末比不良債権残高を半減させ、目標を半年前倒して達成するなど着実な成果を上げておりますが、引き続き、不良債権残高と株式保有リスクの更なる削減に取り組んでまいります。

このようなグループ全体の経営課題に着実に取り組み、高い成果を実現していくために、当社は、グループ事業ポートフォリオ戦略の企画立案、グループ会社間のシナジー効果実現の推進、リスク管理・コンプライアンス・内部管理体制の強化等を通じて、適切な経営管理機能を發揮してまいります。また、グループの中核的役割を担う銀行部門及び証券部門につきましては、みずほホールディングスと連携しつつ、適切な経営管理とグループ会社間連携推進を実施いたします。

私どもみずほフィナンシャルグループは、お客さまへのサービスの飛躍的向上を通じた競争力・収益力の強化、そして企業価値の更なる向上に総力を挙げて邁進してまいります。

#### 4【経営上の重要な契約等】

クレジットカード事業における戦略的業務提携について

当社は、平成16年8月4日、株式会社みずほ銀行、ユーシーカード株式会社、株式会社クレディセゾンとの間で、クレジットカード事業における戦略的業務提携に向けて具体的な検討を進めるべく「基本合意書」を締結いたしました。

#### 5【研究開発活動】

該当ありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	25,000,000
第二種優先株式	100,000
第三種優先株式	100,000
第四種優先株式	150,000
第六種優先株式	150,000
第七種優先株式	125,000
第八種優先株式	125,000
第九種優先株式	33,000
第十種優先株式	140,000
第十一種優先株式	1,403,200
第十二種優先株式	1,500,000
第十三種優先株式	1,500,000
計	30,326,200

- (注) 1. 「株式の消却が行われた場合または優先株式につき普通株式への転換が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる」旨定款に定めております。
2. 平成16年8月31日に実施いたしました自己株式買受けによる取得及び消却により、第一種優先株式は33,000株全株、第九種優先株式は107,000株減少しております。
3. 平成16年4月1日から平成16年9月30日までに、第十一種優先株式の「会社が発行する株式の総数」は、普通株式への転換請求により、800株減少いたしました。
4. また、平成16年10月1日から平成16年11月30日までに、第十一種優先株式の「会社が発行する株式の総数」は、普通株式への転換請求により、200株減少し、1,403,000株となりました。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成16年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成16年12月27日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	11,938,169.15	11,940,970.27	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式(注)1.
第二回 第二種 優先株式	100,000	同左		(注)2.
第三回 第三種 優先株式	100,000	同左		(注)3.
第四回 第四種 優先株式	150,000	同左		(注)4.
第六回 第六種 優先株式	150,000	同左		(注)5.
第七回 第七種 優先株式	125,000	同左		(注)6.
第八回 第八種 優先株式	125,000	同左		(注)7.
第九回 第九種 優先株式	33,000	同左		(注)8.
第十回 第十種 優先株式	140,000	同左		(注)9.
第十一回 第十一種 優先株式	943,740	同左		(注)10.
第十二回 第十一種 優先株式	4,700	4,500		(注)11.
第十三回 第十三種 優先株式	36,690	同左		(注)12.
計	13,846,299.15	13,848,900.27		

(注)1. 提出日現在の発行数には、平成16年12月1日から半期報告書を提出する日までの第二回第二種優先株式、第八回第八種優先株式、第九回第九種優先株式、第十回第十種優先株式および第十二回第十一種優先株式の転換により発行された株式数は含まれておりません。

2. 第二回第二種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年8,200円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

#### 優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき4,100円の優先中間配当金を支払う。

#### (2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

#### (3) 普通株式への転換

##### 転換請求期間

平成16年8月1日から平成18年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日（以下「基準日」という。）を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

##### 当初転換比率

当初転換比率は、3.060とする。

##### 転換比率の修正

当初転換比率は、平成17年8月1日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される転換比率に修正される。

$$\text{修正後転換比率} = \frac{2,000,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）または637,600円のいずれか高い値とする。なお、上記45取引日の間に下記に定める転換比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は に準じて調整される。ただし、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回る場合には、修正前転換比率をもって修正後転換比率とする。

##### 転換比率の調整

転換比率は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}$$

また、転換比率は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

##### 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行すべき普通株式数 = 優先株主が転換請求のために提出した本優先株式数 × 転換比率

#### (4) 普通株式への一斉転換

平成18年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成18年8月1日をもって、2,000,000円を平成18年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。

なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき3.137株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、当該併合または分割前の上限の株式の数に、普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を、当該併合または分割後の上限の株式の数とする。

#### (5) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時までには議決権を有する。

(6) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

なお、提出日現在の発行数には、平成16年12月1日から半期報告書を提出する日までの普通株式への転換による減少数は含まれておりません。

3. 第三回第三種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年14,000円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき7,000円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 普通株式への転換

転換請求期間

平成17年8月1日から平成20年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日（以下「基準日」という。）を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

当初転換比率

当初転換比率は、下記算式により計算される。

$$\text{当初転換比率} = \frac{2,000,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、平成17年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）または637,600円のいずれか高い値とする。なお、上記45取引日の間に下記に定める転換比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は に準じて調整される。

転換比率の修正

当初転換比率は、平成18年8月1日以降平成19年8月1日まで毎年8月1日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される転換比率に修正される。

$$\text{修正後転換比率} = \frac{2,000,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）または637,600円のいずれか高い値とする。なお、上記45取引日の間に下記に定める転換比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は に準じて調整される。ただし、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回る場合には、修正前転換比率をもって修正後転換比率とする。

転換比率の調整

転換比率は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}$$

また、転換比率は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行すべき普通株式数 = 優先株主が転換請求のために提出した本優先株式数 × 転換比率

(4) 普通株式への一斉転換

平成20年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成20年8月1日をもって、2,000,000円を平成20年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。

なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき3.137株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、当該併合または分割前の上限の株式の数に、普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を、当該併合または分割後の上限の株式の数とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時までには議決権を有する。

(6) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

4. 第四回第四種優先株式の大要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年47,600円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき23,800円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 強制償還

平成16年8月1日以降いつでも、本優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1株につき2,000,000円に優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割計算した額を加算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時までには議決権を有する。

(5) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(6) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

5. 第六回第六種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年42,000円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき21,000円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 強制償還

平成16年4月1日以降はいつでも、本優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は、優先株式1株につき2,000,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割計算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時までには議決権を有する。

(5) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(6) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

6. 第七回第七種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年11,000円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき5,500円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 強制償還

平成16年4月1日以降平成18年9月30日まではいつでも、本優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は、優先株式1株につき2,000,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割計算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 普通株式への転換

転換請求期間

平成18年10月1日から平成23年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日（以下「基準日」という。）を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

当初転換価額

当初転換価額は、平成18年10月1日における普通株式の時価に1.025を乗じた額とする。ただし、当該価額が、420,000円（ただし、下記 の調整を受ける。）を下回る場合は、420,000円とする。上記「時価」とは、平成18年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。なお、上記45取引日の間に、下記 に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は に準じて調整される。

転換価額の修正

転換価額は、平成19年10月1日以降平成22年10月1日までの毎年10月1日（以下それぞれ「修正日」という。）における普通株式の時価が当該修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該修正日以降時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初転換価額の80%に相当する金額（ただし、下記 の調整を受ける。）（以下、「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。

上記「時価」とは、当該修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。なお、上記45取引日の間に、下記 に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は に準じて調整される。

#### 転換価額の調整

転換価額は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、下記の算式により計算される転換価額が100,000円を下回る場合には、100,000円をもって調整後転換価額とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した本優先株式数} \times 2,000,000 \text{円}}{\text{転換価額}}$$

#### (5) 普通株式への一斉転換

平成23年1月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成23年2月1日をもって、2,000,000円を平成23年2月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、この普通株式の数は、2,000,000円を当初の転換比率で除した額の60%に相当する金額で、2,000,000円を除して得られる株式の数を上限とする。

#### (6) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時まで議決権を有する。

#### (7) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

#### (8) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

### 7. 第八回第八種優先株式の概要は次のとおりであります。

#### (1) 優先配当金

##### 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年8,000円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

##### 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

##### 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

##### 優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき4,000円の優先中間配当金を支払う。

#### (2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

### (3) 強制償還

平成16年4月1日以降平成16年9月30日まではいつでも、本優先株式の全部または一部を強制償還することができます。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1株につき2,000,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割計算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

（注）なお、平成16年4月1日から平成16年9月30日までに、第八回第八種優先株式の全部または一部の強制償還は実施いたしませんでした。

### (4) 普通株式への転換

#### 転換請求期間

平成16年10月1日から平成21年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日（以下「基準日」という。）を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

#### 当初転換価額

当初転換価額は、平成16年10月1日における普通株式の時価に1.025を乗じた額とする。ただし、当該価額が、540,000円（ただし、下記 の調整を受ける。）を下回る場合は、540,000円とする。上記「時価」とは、平成16年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。なお、上記45取引日の間に、下記 に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は に準じて調整される。

（注）第八回第八種優先株式の当初転換価額は平成16年9月7日に540,000円と決定され、公表されております。

#### 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成20年10月1日までの毎年10月1日（以下それぞれ「修正日」という。）における普通株式の時価が当該修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該修正日以降時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初転換額の70%に相当する金額（ただし、下記 の調整を受ける。）（以下、「下限転換額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換額とする。

上記「時価」とは、当該修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。なお、上記45取引日の間に、下記 に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は に準じて調整される。

#### 転換価額の調整

転換価額は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、下記の算式により計算される転換価額が100,000円を下回る場合には、100,000円をもって調整後転換価額とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

#### 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した本優先株式数} \times 2,000,000 \text{円}}{\text{転換価額}}$$

(5) 普通株式への一斉転換

平成21年1月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年2月1日をもって、2,000,000円を平成21年2月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、この普通株式の数は、2,000,000円を当初の転換比率で除した額の60%に相当する金額で、2,000,000円を除して得られる株式の数を上限とする。

(6) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時まで議決権を有する。

(7) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(8) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

なお、提出日現在の発行数には、平成16年12月1日から半期報告書を提出する日までの普通株式への転換による減少数は含まれておりません。

8. 第九回第九種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年17,500円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき8,750円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき1,250,000円を支払う。優先株主に対しては、上記1,250,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 普通株式への転換

転換請求期間

平成15年9月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日（以下「基準日」という。）を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換価額は、454,000円とする。

転換価額の修正

転換価額は、平成16年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日（以下それぞれ「修正日」という。）にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後転換価額が331,000円を下回る場合は、修正後転換価額は331,000円（以下「下限転換価額」という。）とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。なお、上記45取引日の間に、下記に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は に準じて調整される。

転換価額の調整

転換価額（下限転換価額を含む。）は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。ただし、下記の算式により計算される転換価額が100,000円を下回る場合には、100,000円をもって調整後転換価額とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した本優先株式数} \times 1,250,000\text{円}}{\text{転換価額}}$$

(4) 普通株式への一斉転換

平成21年8月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年9月1日（以下「一斉転換日」という。）をもって、1,250,000円を、平成21年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、この普通株式の数は、1,250,000円を331,000円で除して得られる株式の数を上限とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時までには議決権を有する。

(6) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

なお、提出日現在の発行数には、平成16年12月1日から半期報告書を提出する日までの普通株式への転換による減少数は含まれておりません。

[次へ](#)

9. 第十回第十種優先株式の大要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年5,380円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,690円の優先中間配当金を支払う。

## (2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき1,250,000円を支払う。優先株主に対しては、上記1,250,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

## (3) 普通株式への転換

### 転換請求期間

平成15年7月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日（以下「基準日」という。）を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換価額は、454,000円とする。

### 転換価額の修正

転換価額は、平成15年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日（以下それぞれ「修正日」という。）にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後転換価額が331,000円を下回る場合は、修正後転換価額は331,000円（以下「下限転換価額」という。）とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。なお、上記45取引日の間に、下記に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は に準じて調整される。

### 転換価額の調整

転換価額（下限転換価額を含む。）は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。ただし、下記の算式により計算される転換価額が100,000円を下回る場合には、100,000円をもって調整後転換価額とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

### 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した本優先株式数} \times 1,250,000 \text{円}}{\text{転換価額}}$$

## (4) 普通株式への一斉転換

平成21年8月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年9月1日（以下「一斉転換日」という。）をもって、1,250,000円を平成21年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、この普通株式の数は、1,250,000円を331,000円で除して得られる株式の数を上限とする。

## (5) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時までには議決権を有する。

## (6) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

なお、提出日現在の発行数には、平成16年12月1日から半期報告書を提出する日までの普通株式への転換による減少数は含まれておりません。

10. 第十一回第十一種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年20,000円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき10,000円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき1,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記1,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 普通株式への転換

転換請求期間

平成20年7月1日から平成28年6月30日までとする。

当初転換価額

当初転換価額は、平成20年7月1日における普通株式の時価とする。ただし、当該価額が50,000円を下回る場合は、50,000円とする。上記「時価」とは、平成20年7月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

転換価額の修正

転換価額は、平成21年7月1日以降平成27年7月1日までの毎年7月1日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）における普通株式の時価が、当該転換価額修正日の前日に有効な転換価額を下回る場合には、当該転換価額修正日をもって当該時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初転換価額の60%に相当する金額または50,000円を下回る場合には、その高い方の金額（以下「下限転換価額」という。）を修正後転換価額とする。上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

転換価額の調整

転換価額は、当社が優先株式発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

また、転換価額は、合併その他一定の場合にも調整される。

転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

(4) 普通株式への一斉転換

平成28年6月30日までに転換請求のなかった優先株式は、平成28年7月1日（以下「一斉転換日」という。）をもって、1,000,000円を普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。上記「時価」とは、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、当該時価が下限転換価額（ただし、その価額が50,000円を下回る場合は50,000円とする。）を下回るときは、1,000,000円を当該下限転換価額で除して得られる数の普通株式となる。上記普通株式数の算出にあたって1株の100分の1に満たない端数が生じたときは商法の株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(5) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時まで議決権を有する。

(6) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

11. 第十二回第十一種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,500円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき1,250円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき1,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記1,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 普通株式への転換

転換請求期間

平成15年7月1日から平成23年6月30日までとする。

当初転換価額

当初転換価額は、71,400円とする。

転換価額の修正

転換価額は、平成16年7月1日以降平成22年7月1日までの毎年7月1日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）における普通株式の時価が、当該転換価額修正日の前日に有効な転換価額を下回る場合には、当該転換価額修正日をもって当該時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初転換価額の60%に相当する金額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、下限転換価額を修正後転換価額とする。上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

転換価額の調整

転換価額は、当社が優先株式発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

また、転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

(4) 普通株式への一斉転換

平成23年6月30日までに転換請求のなかった優先株式は、平成23年7月1日（以下「一斉転換日」という。）をもって、1,000,000円を普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。上記「時価」とは、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、当該時価が下限転換価額（ただし、その価額が50,000円を下回る場合は50,000円とする。）を下回るときは、1,000,000円を当該下限転換価額で除して得られる数の普通株式となる。上記普通株式数の算出にあたって1株の100分の1に満たない端数が生じたときは商法の株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(5) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時までには議決権を有する。

(6) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

なお、提出日現在の発行数には、平成16年12月1日から半期報告書を提出する日までの普通株式への転換による減少数は含まれておりません。

12. 第十三回第十三種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年30,000円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき15,000円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき1,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記1,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 強制償還

平成25年4月1日以降いつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1株につき1,000,000円に優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割計算した額を加算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時まで議決権を有する。

(5) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(6) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成16年4月1日～ 平成16年9月30日	129,595.52	13,846,299.15		1,540,965	1,367,644	385,241

- (注) 1. 発行済株式総数は、平成16年8月31日に実施した自己株式買受けによる取得及び消却により、第一回第一種優先株式33,000株全株と第九回第九種優先株式107,000株の合わせて140,000株減少しております。また、平成16年4月1日から平成16年9月30日における第十二回第十一種優先株式の普通株式への転換により、当該優先株式が800株減少し、普通株式が11,204.48株増加しております。以上の結果、平成16年4月1日から平成16年9月30日における発行済株式総数の減少は、129,595.52株となっております。
2. 資本準備金1,367,644百万円の減少は、商法第289条第2項に基づき、平成16年6月25日開催の定時株主総会の決議をもって、同額をその他資本剰余金に振替えたことによるものです。
3. なお、平成16年10月1日から平成16年11月30日までに、第十二回第十一種優先株式の普通株式への転換請求により、当該優先株式が200株減少し、普通株式2,801.12株が増加となりました。その結果、発行済株式総数は、2,601.12株増加し、13,848,900.27株となりました。

(4) 【大株主の状況】  
普通株式

平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	1,155,840.83	9.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	567,530.00	4.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	512,058.00	4.28
ロイヤル トラスト コーポ オブ カナダ, クライアン ト アカウ ント (常任代理人 スタンダー ド チャータード銀行)	71 QUEEN VICTORIA STREET, LONDON, EC4V 4DE, UNITED KINGDOM (東京都千代田区永田町二丁目11番1号)	463,990.00	3.88
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	279,158.00	2.33
みずほ信託退職給付信託 明治安田生命保険口 再信 託受託者 資産管理サービ ス信託	東京都中央区晴海一丁目8番12号	137,000.00	1.14
日本生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目2番2号	132,670.76	1.11
ドレスナー バンク アー ゲー (常任代理人 ドレスナ ー・クラインオート・ワッ サースタイン証券会社東京 支店)	JURGEN-PONTO-PLATZ 1, 60301 FRANKFURT AM MAIN, GERMANY (東京都港区虎ノ門四丁目1番8号)	122,671.00	1.02
朝日生命保険相互会社	東京都新宿区西新宿一丁目7番3号	110,000.00	0.92
ステート ストリート バ ンク アンド トラスト カンパニー 505103 (常任代理人 みずほコー ポレート銀行)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	105,892.00	0.88
計	-	3,586,810.59	30.04

(注) 1. 株式会社みずほホールディングスが保有している株式につきましては、商法第241条第3項の規定により議決権の行使が制限されています。

2. りそな信託銀行株式会社、預金保険機構及び株式会社整理回収機構を共同保有者とする大量保有報告書に関する変更報告書が、平成16年9月8日付で提出され、同日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては当中間期末時点における実質所有株式数の確認ができません(除く株式会社整理回収機構)ので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、同変更報告書には株式会社整理回収機構が共同保有者として記載されておりますが、同社の保有株式数の内容は当社の当中間期末における優先株式の株主名簿上の記載内容と一致しておりますので、記載を省略しております。

(変更報告書の内容)

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
りそな信託銀行株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番2号	107,202	0.77
預金保険機構	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	120,319	0.86

(注) 上記保有株券等の数及び株券等保有割合は変更報告書に記載されているものを転記しております。

## 優先株式

平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	923,000	48.37
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	27,000	1.41
明治安田生命保険相互会社	東京都新宿区西新宿一丁目9番1号	25,000	1.31
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	19,500	1.02
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号	15,000	0.78
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山二丁目5番1号	10,000	0.52
関西電力株式会社	大阪府大阪市北区中之島三丁目3番22号	10,000	0.52
株式会社資生堂	東京都中央区銀座七丁目5番5号	10,000	0.52
清水建設株式会社	東京都港区芝浦一丁目2番3号	10,000	0.52
セイコーエプソン株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号	10,000	0.52
大成建設株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号	10,000	0.52
電源開発株式会社	東京都中央区銀座六丁目15番1号	10,000	0.52
東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号	10,000	0.52
日本通運株式会社	東京都港区東新橋一丁目9番3号	10,000	0.52
丸紅株式会社	東京都千代田区大手町一丁目4番2号	10,000	0.52
計	-	1,109,500	58.14

(注) 上記優先株式のうち、株式会社整理回収機構の所有株式数につきましては、第二回から第四回まで、及び第六回から第十回までの各種優先株式の合計を、同社以外の株主の所有株式数につきましては、第十一回から第十三回までの各種優先株式の合計を記載しております。

(5) 【議決権の状況】  
【発行済株式】

平成16年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 1,908,130		優先株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」の注記に記載されております。
第二回第二種優先株式	100,000		
第三回第三種優先株式	100,000		
第四回第四種優先株式	150,000		
第六回第六種優先株式	150,000		
第七回第七種優先株式	125,000		
第八回第八種優先株式	125,000		
第九回第九種優先株式	33,000		
第十回第十種優先株式	140,000		
第十一回第十一種優先株式	943,740		
第十二回第十一種優先株式	4,700		
第十三回第十三種優先株式	36,690		
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,167,875		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,744,631	10,744,631	同上
端株	普通株式 25,663.15		同上
発行済株式総数	13,846,299.15		
総株主の議決権		10,744,631	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,018株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権3,018個が含まれております。

## 【自己株式等】

平成16年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社みずほフィナン シャルグループ	東京都千代田区大手町 一丁目5番5号	1,114		1,114	0.00
株式会社みずほホールデ ィングス	東京都千代田区大手町 一丁目5番5号	1,155,840		1,155,840	9.68
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲 二丁目4番1号	10,884		10,884	0.09
みずほ信託銀行株式会社	東京都江東区佐賀一丁 目17番7号	37		37	0.00
計	-	1,167,875		1,167,875	9.78

(注) 上記のほか、相互保有株式として、株主名簿上は株式会社みずほホールディングスとなっておりますが実質的には所有していない当社株式が2株(議決権の数2個)、勸角証券株式会社(現みずほインベスターズ証券株式会社)名義となっておりますが実質的には所有していない当社株式が5株(議決権の数5個)、安田信託銀行株式会社(現みずほ信託銀行株式会社)名義となっておりますが実質的には所有していない当社株式が3株(議決権の数3個)、株式会社みずほコーポレート銀行名義となっておりますが実質的には所有していない当社株式が1株(議決権の数1個)あります。

なお、当該株式は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式に含めております。

## 2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成16年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(千円)	560	535	499	498	447	462
最低(千円)	448	396	430	409	397	400

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役副社長 (代表取締役) (IT・システム・事務グループ長 兼内部監査部門長)	取締役副社長 (代表取締役) (IT・システム・事務グループ長)	鳥居 敬司	平成16年10月1日
常務取締役 (企画グループ長)	常務取締役 (企画グループ長 兼コンプライアンス統括グループ長)	小崎 哲資	平成16年10月1日

(注) 執行役員に係る地位及び担当の異動は次のとおりであります。

新地位及び担当	旧地位及び担当	氏名	異動年月日
常務執行役員 (リスク管理グループ長 兼人事グループ長 兼コンプライアンス統括グループ長)	常務執行役員 (リスク管理グループ長 兼人事グループ長)	池田 浩一	平成16年10月1日

## 第5【経理の状況】

1. 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。  
なお、前中間連結会計期間（自平成15年4月1日 至平成15年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき、当中間連結会計期間（自平成16年4月1日 至平成16年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
2. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。  
なお、前中間会計期間（自平成15年4月1日 至平成15年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（自平成16年4月1日 至平成16年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。
3. 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成15年4月1日 至平成15年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成16年4月1日 至平成16年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成15年4月1日 至平成15年9月30日）及び当中間会計期間（自平成16年4月1日 至平成16年9月30日）の中間財務諸表について、新日本監査法人により監査証明を受けております。

1【中間連結財務諸表等】

(1)【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		前連結会計年度末 連結貸借対照表 (平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	9	7,012,827	5.18	5,442,843	3.91	6,813,510	4.95
コールローン及び買入手形	9	446,948	0.33	219,257	0.16	1,008,716	0.73
買現先勘定		4,054,119	2.99	4,114,679	2.95	4,392,105	3.19
債券貸借取引支払保証金		7,682,677	5.67	8,882,518	6.37	7,970,608	5.78
買入金銭債権	9	942,770	0.70	806,854	0.58	835,573	0.61
特定取引資産	2,9	9,150,593	6.75	11,027,377	7.91	8,016,509	5.82
金銭の信託		32,138	0.02	23,612	0.02	27,863	0.02
有価証券	1,2,9	27,156,529	20.04	33,267,393	23.88	32,071,624	23.28
貸出金	3,4,5 6,7,8 9,10	67,990,151	50.18	64,296,977	46.15	66,205,868	48.06
外国為替	8,9	730,491	0.54	694,628	0.50	608,792	0.44
その他資産	1,9, 11,16	5,318,127	3.93	5,539,225	3.98	5,496,845	3.99
動産不動産	9,12 13	1,557,180	1.15	1,086,638	0.78	1,143,807	0.83
債券繰延資産		765	0.00	301	0.00	446	0.00
繰延税金資産		1,672,098	1.23	1,238,533	0.89	1,361,766	0.99
支払承諾見返		3,923,369	2.90	4,047,681	2.90	3,647,613	2.65
貸倒引当金		2,181,117	1.61	1,360,108	0.98	1,850,586	1.34
投資損失引当金		4,977	0.00	1,245	0.00	975	0.00
資産の部合計		135,484,694	100.00	139,327,169	100.00	137,750,091	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		前連結会計年度末 連結貸借対照表 (平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
<b>(負債の部)</b>							
預金	9	65,606,248	48.42	66,920,815	48.03	67,528,830	49.02
譲渡性預金		8,723,542	6.44	9,128,500	6.55	9,958,644	7.23
債券		10,705,987	7.90	8,461,535	6.07	9,459,514	6.87
コールマネー及び売渡手形	9	9,330,788	6.89	8,457,918	6.07	8,680,595	6.30
売現先勘定	9	6,879,857	5.08	8,301,479	5.96	8,031,106	5.83
債券貸借取引受入担保金	9	8,203,716	6.05	8,445,778	6.06	8,161,802	5.92
コマーシャル・ペーパー		781,500	0.58	1,257,000	0.90	837,800	0.61
特定取引負債		6,527,425	4.82	7,827,309	5.62	6,070,833	4.41
借入金	9,14	1,473,260	1.09	2,054,115	1.47	1,643,343	1.19
外国為替		229,315	0.17	253,841	0.18	352,136	0.26
短期社債		70,000	0.05	180,200	0.13	180,000	0.13
社債	15	2,364,428	1.75	2,378,089	1.71	2,359,370	1.71
信託勘定借		1,332,829	0.98	1,317,356	0.95	1,360,532	0.99
その他負債	9	4,537,370	3.35	5,275,286	3.79	4,406,174	3.20
賞与引当金		28,086	0.02	27,367	0.02	37,917	0.03
退職給付引当金		28,924	0.02	34,909	0.02	31,979	0.02
債権売却損失引当金		6,465	0.00	-	-	-	-
偶発損失引当金	16	142,103	0.10	131,341	0.09	132,739	0.10
特別法上の引当金		1,016	0.00	1,603	0.00	1,372	0.00
繰延税金負債		15,694	0.01	30,064	0.02	28,792	0.02
再評価に係る繰延税金負債	12	252,417	0.19	149,036	0.11	158,467	0.11
支払承諾		3,923,369	2.90	4,047,681	2.91	3,647,613	2.65
負債の部合計		131,164,349	96.81	134,681,230	96.66	133,069,567	96.60

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		前連結会計年度末 連結貸借対照表 (平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(少数株主持分)							
少数株主持分		1,045,607	0.77	1,108,342	0.80	1,036,127	0.75
(資本の部)							
資本金		1,540,965	1.14	1,540,965	1.11	1,540,965	1.12
資本剰余金		1,262,267	0.93	1,022,559	0.73	1,262,526	0.92
利益剰余金		173,583	0.13	636,031	0.46	462,594	0.34
土地再評価差額金	12	369,212	0.27	217,971	0.16	231,739	0.17
その他有価証券評価差額金		142,410	0.11	350,491	0.25	392,772	0.28
為替換算調整勘定		79,562	0.06	96,156	0.07	112,067	0.08
自己株式		134,139	0.10	134,265	0.10	134,134	0.10
資本の部合計		3,274,737	2.42	3,537,597	2.54	3,644,396	2.65
負債、少数株主持分及び資本の部合計		135,484,694	100.00	139,327,169	100.00	137,750,091	100.00

## 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)		前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		1,743,165	100.00	1,467,994	100.00	3,200,626	100.00
資金運用収益		823,600		776,962		1,622,704	
(うち貸出金利息)		(602,522)		(540,636)		(1,183,736)	
(うち有価証券利息配当 金)		(148,803)		(131,744)		(296,733)	
信託報酬		26,846		26,776		62,064	
役務取引等収益		245,161		268,036		515,377	
特定取引収益		129,113		70,009		232,455	
その他業務収益		279,267		170,938		406,481	
その他経常収益	1	239,176		155,269		361,542	
経常費用		1,237,723	71.00	1,169,323	79.65	2,304,139	71.99
資金調達費用		238,432		212,383		437,703	
(うち預金利息)		(57,479)		(48,613)		(107,294)	
(うち債券利息)		(49,695)		(36,592)		(92,744)	
(うち債券発行差金償却)		(535)		(-)		(-)	
役務取引等費用		48,760		52,858		88,762	
特定取引費用		-		-		651	
その他業務費用		119,398		86,205		199,620	
営業経費		572,175		563,053		1,125,905	
その他経常費用	2	258,957		254,821		451,496	
経常利益		505,442	29.00	298,671	20.35	896,486	28.01
特別利益	3	124,522	7.14	207,636	14.14	142,330	4.44
特別損失	4,5	52,871	3.03	77,227	5.26	157,576	4.92
税金等調整前中間(当期)純 利益		577,093	33.11	429,080	29.23	881,240	27.53
法人税、住民税及び事業税		22,107	1.27	18,961	1.29	28,055	0.87
法人税等調整額		268,601	15.41	148,438	10.11	387,855	12.12
少数株主利益		30,987	1.78	27,739	1.89	58,347	1.82
中間(当期)純利益		255,397	14.65	233,941	15.94	406,982	12.72

【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 連結剰余金計算書 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
<b>(資本剰余金の部)</b>				
資本剰余金期首残高		2,599,552	1,262,526	2,599,552
資本剰余金増加高		11	16	269
自己株式処分差益		11	16	269
資本剰余金減少高		1,337,295	239,982	1,337,295
自己株式消却額		-	239,971	-
持分法適用会社の減少に伴う自己株式処分差益相当額の減少高		-	11	-
欠損てん補に伴う利益剰余金への振替		1,337,295	-	1,337,295
資本剰余金中間期末(期末)残高		1,262,267	1,022,559	1,262,526
<b>(利益剰余金の部)</b>				
利益剰余金期首残高		1,404,992	462,594	1,404,992
利益剰余金増加高		1,600,723	247,718	1,889,734
中間(当期)純利益		255,397	233,941	406,982
欠損てん補に伴う資本剰余金からの振替		1,337,295	-	1,337,295
土地再評価差額金取崩による利益剰余金増加高		8,029	13,776	145,456
利益剰余金減少高		22,147	74,280	22,147
配当金		22,147	74,280	22,147
利益剰余金中間期末(期末)残高		173,583	636,031	462,594

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度 連結キャッシュ・フロー 計算書
		(自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	(自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	(自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間 (当期)純利益		577,093	429,080	881,240
減価償却費		69,911	66,541	139,863
減損損失		-	43,510	-
連結調整勘定償却額		90	0	239
持分法による投資損 益( )		1,203	2,017	1,761
貸倒引当金の増加額		26,811	490,260	360,299
投資損失引当金の増 加額		178	269	4,180
債権売却損失引当金 の増加額		19,096	-	25,561
偶発損失引当金の増 加額		978	1,397	8,384
賞与引当金の増加額		9,247	11,122	1,105
退職給付引当金の増 加額		15,821	2,929	18,876
資金運用収益		823,600	776,962	1,622,704
資金調達費用		238,432	212,383	437,703
有価証券関係損益 ( )		252,766	87,337	336,609
金銭の信託の運用損 益( )		266	317	417
為替差損益( )		21,348	144	10,190
動産不動産処分損益 ( )		35,809	8,612	120,592
退職給付信託設定関 係損益( )		60,474	-	60,677
特定取引資産の純増 ( )減		822,346	2,940,354	1,991,740
特定取引負債の純増 減( )		214,478	1,720,131	270,856
貸出金の純増( )減		1,004,473	2,006,529	2,911,383

		前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金の純増減( )		733,150	608,621	2,614,688
譲渡性預金の純増減 ( )		1,758,753	830,144	2,990,873
債券の純増減( )		990,403	997,979	2,236,876
借入金(劣後特約付 借入金を除く)の純 増減( )		20,920	421,383	100,974
預け金(中央銀行預 け金を除く)の純増 ( )減		70,836	379,452	648,501
コールローン等の純 増( )減		316,395	1,287,354	485,485
債券貸借取引支払保 証金の純増( )減		1,384,955	911,909	1,672,887
コールマネー等の純 増減( )		3,359,375	159,085	2,816,946
コマーシャル・ペー パーの純増減( )		154,100	419,200	210,400
債券貸借取引受入担 保金の純増減( )		4,063,333	283,975	4,021,419
外国為替(資産)の純 増( )減		28,425	85,700	93,566
外国為替(負債)の純 増減( )		41,554	98,302	163,902
短期社債(負債)の純 増減( )		70,000	200	180,000
普通社債の発行・償 還による純増減( )		5,814	33,387	34,078
信託勘定借の純増減 ( )		156,634	43,175	128,931
資金運用による収入		878,892	800,485	1,664,000
資金調達による支出		282,097	215,942	488,800
その他		518,193	105,503	1,373,879
小計		3,047,322	815,684	6,042,599
法人税等の支払額		13,526	64,526	27,657
営業活動によるキャッ シュ・フロー		3,033,795	880,211	6,014,942

		前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッ シュ・フロー				
有価証券の取得によ る支出		35,053,167	32,976,401	71,932,830
有価証券の売却によ る収入		23,700,305	16,209,146	46,486,466
有価証券の償還によ る収入		7,712,650	16,210,627	17,704,694
金銭の信託の増加に よる支出		5,117	12,571	14,899
金銭の信託の減少に よる収入		7,899	16,691	25,784
動産不動産の取得に よる支出		22,572	28,045	95,971
動産不動産の売却に よる収入		17,157	40,959	374,085
連結範囲の変動を伴 う子会社株式の取得 による支出		-	-	258
連結範囲の変動を伴 う子会社株式の売却 による収入		50,716	-	50,716
投資活動によるキャッ シュ・フロー		3,592,128	539,594	7,402,213

		前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
財務活動によるキャ ッシュ・フロー				
劣後特約付借入によ る収入		10,109	30,000	90,000
劣後特約付借入金 の返済による支出		10,000	41,450	15,000
劣後特約付社債の発 行による収入		11,800	305,610	601,406
劣後特約付社債の償 還による支出		-	353,700	-
劣後特約付社債・新 株予約権付社債の償 還による支出		115,697	-	731,797
少数株主からの払込 みによる収入		-	75,010	-
配当金支払額		22,147	74,280	22,147
少数株主への配当金 支払額		35,758	35,161	53,497
自己株式の取得によ る支出		35	240,157	166
自己株式の売却によ る収入		-	44	208
財務活動によるキャ ッシュ・フロー		161,729	334,085	130,994
現金及び現金同等物に 係る換算差額		792	153	381
現金及び現金同等物の 増加額		720,855	1,754,044	1,518,647
現金及び現金同等物の 期首残高		7,048,505	5,529,664	7,048,505
連結除外に伴う現金及 び現金同等物の減少額 ( )		-	-	193
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	1	6,327,649	3,775,619	5,529,664

[次へ](#)

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 125社</p> <p>主要な会社名</p> <p>株式会社みずほホールディングス</p> <p>株式会社みずほ銀行</p> <p>株式会社みずほコーポレート銀行</p> <p>みずほ信託銀行株式会社</p> <p>みずほ証券株式会社</p> <p>なお、株式会社みずほアドバイザリー他5社は、設立により当中間連結会計期間から連結しております。</p> <p>また、浙江第一銀行他18社は、売却、清算等により連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社</p> <p>主要な会社名</p> <p>ONKD, Inc.</p> <p>非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 121社</p> <p>主要な会社名</p> <p>株式会社みずほホールディングス</p> <p>株式会社みずほ銀行</p> <p>株式会社みずほコーポレート銀行</p> <p>みずほ信託銀行株式会社</p> <p>みずほ証券株式会社</p> <p>なお、ポラリス・プリンシパル・ファイナンス株式会社他2社は、設立により当中間連結会計期間から連結しております。</p> <p>(2) 非連結子会社</p> <p>主要な会社名</p> <p>IBJ Australia Bank Ltd.</p> <p>非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 118社</p> <p>主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。</p> <p>なお、株式会社みずほアドバイザリー他9社は、設立等により当連結会計年度から連結しております。</p> <p>また、浙江第一銀行他29社は、売却、清算等により連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社</p> <p>主要な会社名</p> <p>ONKD, Inc.</p> <p>非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社 29社</p> <p>主要な会社名</p> <p>株式会社千葉興業銀行</p> <p>新光証券株式会社</p> <p>日本抵当証券株式会社</p> <p>芙蓉総合リース株式会社</p> <p>興銀リース株式会社</p> <p>なお、株式会社ワールドゲートウェイ他3社は、清算等により持分法適用の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社 22社</p> <p>主要な会社名</p> <p>株式会社千葉興業銀行</p> <p>新光証券株式会社</p> <p>日本抵当証券株式会社</p> <p>芙蓉総合リース株式会社</p> <p>なお、マックス・インベストメント・アドバイザリー株式会社は、設立により当中間連結会計期間から持分法の対象に含めております。</p> <p>また、興銀リース株式会社他6社は、上場に伴う株式売出引受等により持分法の対象から除外しております。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社 28社</p> <p>主要な会社名</p> <p>株式会社千葉興業銀行</p> <p>新光証券株式会社</p> <p>日本抵当証券株式会社</p> <p>芙蓉総合リース株式会社</p> <p>興銀リース株式会社</p> <p>なお、株式会社ワールドゲートウェイ他4社は、清算等により持分法の対象から除外しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)																														
	<p>(2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社</p> <p>主要な会社名</p> <p>ONKD, Inc.</p> <p>阪都不動産管理株式会社</p> <p>持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社</p> <p>主要な会社名</p> <p>IBJ Australia Bank Ltd.</p> <p>興銀リース株式会社</p> <p>阪都不動産管理株式会社</p> <p>持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社</p> <p>主要な会社名</p> <p>ONKD, Inc.</p> <p>阪都不動産管理株式会社</p> <p>持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>																														
3. 連結子会社の中間決算日（決算日）等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>4月末日</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>6月末日</td> <td>49社</td> </tr> <tr> <td>7月末日</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>9月末日</td> <td>60社</td> </tr> <tr> <td>12月最終営業日の前日</td> <td>14社</td> </tr> </table> <p>(2) 4月末日及び12月最終営業日の前日を中間決算日とする連結子会社は、6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	4月末日	1社	6月末日	49社	7月末日	1社	9月末日	60社	12月最終営業日の前日	14社	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>4月末日</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>6月末日</td> <td>41社</td> </tr> <tr> <td>7月末日</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>9月末日</td> <td>64社</td> </tr> <tr> <td>12月最終営業日の前日</td> <td>14社</td> </tr> </table> <p>(2) 同左</p>	4月末日	1社	6月末日	41社	7月末日	1社	9月末日	64社	12月最終営業日の前日	14社	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>6月最終営業日の前日</td> <td>14社</td> </tr> <tr> <td>10月末日</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>12月末日</td> <td>40社</td> </tr> <tr> <td>1月末日</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>3月末日</td> <td>62社</td> </tr> </table> <p>(2) 6月最終営業日の前日及び10月末日を決算日とする連結子会社は、12月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	6月最終営業日の前日	14社	10月末日	1社	12月末日	40社	1月末日	1社	3月末日	62社
4月末日	1社																																
6月末日	49社																																
7月末日	1社																																
9月末日	60社																																
12月最終営業日の前日	14社																																
4月末日	1社																																
6月末日	41社																																
7月末日	1社																																
9月末日	64社																																
12月最終営業日の前日	14社																																
6月最終営業日の前日	14社																																
10月末日	1社																																
12月末日	40社																																
1月末日	1社																																
3月末日	62社																																
4. 資本連結手続に関する事項	<p>株式会社みずほホールディングスは、株式会社みずほフィナンシャルグループを完全親会社とする株式交換を実施いたしました。</p> <p>当該完全親子会社関係の創設に関する資本連結手続は、「株式交換及び株式移転制度を利用して完全親子会社関係を創設する場合の資本連結手続」（日本公認会計士協会会計制度委員会研究報告第6号）に準拠し、持分プーリング法に準じた会計処理を適用しております。</p>		<p>株式会社みずほホールディングスは、株式会社みずほフィナンシャルグループを完全親会社とする株式交換を実施いたしました。</p> <p>当該完全親子会社関係の創設に関する資本連結手続は、「株式交換及び株式移転制度を利用して完全親子会社関係を創設する場合の資本連結手続」（日本公認会計士協会会計制度委員会研究報告第6号）に準拠し、持分プーリング法に準じた会計処理を適用しております。</p>																														

[次へ](#)

項目	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
5. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p style="text-align: center;">同左</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については当中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については当中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジ適用により損益に反映させた額を除き、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(ロ)</p> <p>同左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(ロ)</p> <p>同左</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>動産不動産</p> <p>動産不動産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年 動産 2年～20年</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>動産不動産</p> <p>同左</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>動産不動産</p> <p>動産不動産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年 動産 2年～20年</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、各社で定める利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。	ソフトウェア 同左	ソフトウェア 同左
		(5) 社債発行費の処理方法 発生時に全額費用として処理しております。	(5) 社債発行費の処理方法 発生時に全額費用処理しております。
	(5) 債券繰延資産の処理方法 債券繰延資産のうち割引債券の債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。 債券繰延資産のうち債券発行費用は、商法施行規則の規定する最長期間（3年）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。	(6) 債券繰延資産の処理方法 同左  同左	(6) 債券繰延資産の処理方法 同左  同左
	(6) 貸倒引当金の計上基準 主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。	(7) 貸倒引当金の計上基準 主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。	(7) 貸倒引当金の計上基準 主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,800,706百万円であります。</p>	<p>なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,449,283百万円であります。</p>	<p>なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,379,693百万円であります。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準 投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(8) 投資損失引当金の計上基準  同左</p>	<p>(8) 投資損失引当金の計上基準  同左</p>
	<p>(8) 賞与引当金の計上基準 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(9) 賞与引当金の計上基準  同左</p>	<p>(9) 賞与引当金の計上基準 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(9) 退職給付引当金の計上基準 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は主として以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生連結会計年度に一時損益処理</p> <p>数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理</p> <p>なお、国内連結子会社における会計基準変更時差異については、主として5年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(10) 退職給付引当金の計上基準 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は主として以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理</p> <p>なお、国内連結子会社における会計基準変更時差異については、主として5年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(10) 退職給付引当金の計上基準 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要な額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は主として以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生連結会計年度に一時損益処理</p> <p>数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異については、主として5年による按分額を費用処理しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>(追加情報)</p> <p>当社及び一部の国内連結子会社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年9月25日に厚生労働大臣から将来支給義務免除の認可を受けております。これに伴い、当社及び一部の国内連結子会社は、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措置を適用し、当該将来分返上認可の日において代行部分に係る退職給付債務と年金資産を消滅したものとみなして会計処理しております。</p> <p>本処理に伴う当中間連結会計期間における損益に与えている影響額は、特別利益として45,169百万円計上しております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は、213,155百万円であります。</p>	<p>(追加情報)</p>	<p>(追加情報)</p> <p>当社及び一部の国内連結子会社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年9月25日に厚生労働大臣から将来支給義務免除の認可を受けております。これに伴い、当社及び一部の国内連結子会社は、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措置を適用し、当該将来分返上認可の日において代行部分に係る退職給付債務と年金資産を消滅したものとみなして会計処理しております。</p> <p>本処理に伴う当連結会計年度における損益に与えている影響額は、特別利益として45,169百万円計上しております。</p> <p>また、当連結会計年度末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は、210,451百万円であります。</p>
	<p>(10) 債権売却損失引当金の計上基準</p> <p>株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>		
	<p>(11) 偶発損失引当金の計上基準</p> <p>他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(11) 偶発損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(11) 偶発損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>

[次へ](#)

項目	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>(12) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金74百万円及び証券取引責任準備金942百万円であり、次のとおり計上しております。</p> <p>(イ)金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>(ロ)証券取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条に基づき証券会社に関する内閣府令第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(12) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金83百万円及び証券取引責任準備金1,519百万円であり、次のとおり計上しております。</p> <p>(イ)金融先物取引責任準備金 同左</p> <p>(ロ)証券取引責任準備金 同左</p>	<p>(12) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金80百万円及び証券取引責任準備金1,292百万円であり、次のとおり計上しております。</p> <p>(イ)金融先物取引責任準備金 同左</p> <p>(ロ)証券取引責任準備金 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>(13) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>外貨建取引等の会計処理につきましては、前連結会計年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)による経過措置を適用しておりましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨を資金運用通貨に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「(15) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。</p> <p>この結果、従来、期間損益計算していた当該通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を中間連結貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」は6,771百万円増加、「その他負債」は6,714百万円増加しております。また、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ56百万円増加しております。</p>	<p>(13) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>上記以外の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(13) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>外貨建取引等の会計処理につきましては、前連結会計年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)による経過措置を適用しておりましたが、当連結会計年度からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨を資金運用通貨に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「(15) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。</p> <p>この結果、従来、期間損益計算していた当該通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を連結貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」は1,458百万円増加、「その他負債」は1,415百万円増加しております。また、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ42百万円増加しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の負債で純額表示しておりましたが、当中間連結会計期間からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、「特定取引資産」及び「特定取引負債」中の特定金融派生商品、「その他資産」及び「その他負債」中の金融派生商品に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方法による場合と比較して、「特定取引資産」は255,687百万円、「特定取引負債」は302,896百万円、「その他資産」は631,019百万円、「その他負債」は583,810百万円それぞれ増加しております。</p> <p>上記以外の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの間決算日等の為替相場により換算しております。</p>		<p>また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の負債で純額表示しておりましたが、当連結会計年度からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、「特定取引資産」及び「特定取引負債」中の特定金融派生商品、「その他資産」及び「その他負債」中の金融派生商品に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方法による場合と比較して、「特定取引資産」は101,928百万円、「特定取引負債」は234,226百万円、「その他資産」は780,758百万円、「その他負債」は648,460百万円それぞれ増加しております。</p> <p>上記以外の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	<p>(14) リース取引の処理方法</p> <p>当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(14) リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>	<p>(14) リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>(15) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ (追加情報)</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社における金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施していましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき処理しております。ヘッジ有効性の評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,535,710百万円、繰延ヘッジ利益は1,460,980百万円であります。</p>	<p>(15) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ (追加情報)</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社における金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、時価ヘッジ又は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性の評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,047,020百万円、繰延ヘッジ</p>	<p>(15) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ (追加情報)</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社における金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理していましたが、当連結会計年度からは、同報告の本則規定に基づき処理しております。ヘッジ有効性の評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,246,462百万円、繰延ヘッジ利益は1,177,257百万円であります。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
		<p>利益は977,169百万円であります。</p> <p>(会計処理の変更)</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ会計の方法として従来繰延ヘッジを適用しておりましたが、当中間連結会計期間における債券相場環境の変化に対応し、ヘッジ取引の効果をより適切に中間連結財務諸表に反映させることを目的として、その他有価証券のうち債券の相場変動を相殺するヘッジ取引については時価ヘッジを適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比べ、資金運用収益が716百万円減少、その他業務費用が5,109百万円増加、特別損失が14,412百万円増加、その結果、経常利益は5,825百万円減少、税金等調整前中間純利益は20,238百万円減少しております。また、その他資産が54,964百万円減少、その他負債が1,822百万円減少、その他有価証券評価差額金が32,904百万円減少しております。なお、一部の国内銀行連結子会社では当中間連結会計期間において上記会計方針の変更は行っておりませんが、段階的に時価ヘッジへ移行する予定であります。</p>	

項目	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社における外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用していましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨を資金運用通貨に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。</p> <p>これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社における外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社における外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用していましたが、当連結会計年度からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨を資金運用通貨に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。</p> <p>これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>なお、一部の国内銀行連結子会社の為替スワップに係る収益及び費用は、前連結会計年度は、総額表示していましたが、当中間連結会計期間より業種別監査委員会報告第25号に基づきヘッジ会計を適用したことにより純額表示しております。その結果、従来の方法によった場合に比べ、「資金運用収益」及び「資金調達費用」、並びに「経常収益」及び「経常費用」はそれぞれ8,036百万円減少しております。</p> <p>(八) 連結会社間取引等</p> <p>デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(八) 連結会社間取引等</p> <p>同左</p>	<p>なお、一部の国内銀行連結子会社の為替スワップに係る収益及び費用は、従来、総額表示していましたが、当連結会計年度より業種別監査委員会報告第25号に基づきヘッジ会計を適用したことにより純額表示しております。その結果、従来の方法によった場合に比べ、「資金運用収益」及び「資金調達費用」、並びに「経常収益」及び「経常費用」はそれぞれ13,254百万円減少しております。</p> <p>(八) 連結会社間取引等</p> <p>同左</p>
	<p>(16) 消費税等の会計処理</p> <p>当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(16) 消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>	<p>(16) 消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>
<p>6.(中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p>	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。</p>	<p>同左</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。</p>

[次へ](#)

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更)

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>従来は、処分可能見込額が帳簿価額を著しく下回った所有不動産について、処分可能見込額と帳簿価額との差額を直接償却してありましたが、「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を平成16年4月1日以降開始する連結会計年度から適用することが認められたことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び同適用指針を適用しております。</p> <p>これにより「税金等調整前中間純利益」は36,429百万円減少しております。</p>	

(表示方法の変更)

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)
	(連結損益計算書関係) 長期信用銀行法施行規則別紙様式が「長期信用銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成16年4月12日付内閣府令第41号)により改正されたことに伴い、債券発行差金の償却額は、前中間連結会計期間においては「債券発行差金償却」として区分掲記していましたが、当中間連結会計期間においては「債券利息」に含めて表示しております。

(追加情報)

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
平成15年1月6日から施行されている「社債等の振替に関する法律」(平成13年法律第75号)に基づき発行した無券面のコマーシャル・ペーパーは、負債の部の「短期社債」として表示し、利息相当額は「資金調達費用」中短期社債利息として表示しております。 なお、約束手形として発行したコマーシャル・ペーパーは、従来どおり、負債の部の「コマーシャル・ペーパー」として表示し、利息相当額は「資金調達費用」中コマーシャル・ペーパー利息として表示しております。		
	(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以降に開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、国内銀行連結子会社、一部の国内信託銀行連結子会社及び一部の国内連結子会社は、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当中間連結会計期間から中間連結損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。	

[次へ](#)

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	前連結会計年度末 (平成16年3月31日)
<p>1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式97,638百万円及び出資金421百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「特定取引資産」中の商品有価証券に合計18,647百万円含まれております。</p> <p>また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債に合計87百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は4,492,440百万円、再貸付に供している有価証券は2,946百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは4,420,010百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は248,415百万円、延滞債権額は1,531,924百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、9,339百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式91,046百万円及び出資金421百万円、その他資産には、非連結子会社への出資金711百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の株式、その他証券及び「特定取引資産」中の商品有価証券に合計23,072百万円含まれております。</p> <p>また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債に合計9百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は4,671,706百万円、再貸付に供している有価証券は702百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは3,425,973百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は133,453百万円、延滞債権額は1,154,177百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、3,972百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式92,327百万円及び出資金421百万円、その他資産には、非連結子会社への出資金676百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「特定取引資産」中の商品有価証券に合計20,023百万円含まれております。</p> <p>また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債に合計9百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は4,519,460百万円、再貸付に供している有価証券は1,947百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは4,757,422百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は177,883百万円、延滞債権額は1,284,036百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、2,246百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	前連結会計年度末 (平成16年3月31日)
<p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は40,548百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,513,337百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,334,225百万円であります。</p> <p>但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、9,339百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したもとして会計処理した貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は1,156,392百万円であります。</p> <p>8. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,022,662百万円であります。</p>	<p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は32,495百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は929,250百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,249,377百万円であります。</p> <p>但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、3,972百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>8. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は933,855百万円であります。</p>	<p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は24,910百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,694,269百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,181,100百万円であります。</p> <p>但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、2,246百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したもとして会計処理した貸出金の元本の当連結会計年度末残高の総額は583,005百万円であります。</p> <p>8. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は963,147百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	前連結会計年度末 (平成16年3月31日)																																																								
<p>9. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>コールローン及び買入手形</td><td>6,200百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>4,452,689百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>12,755,455百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>4,736,956百万円</td></tr> <tr><td>動産不動産</td><td>53百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>627,227百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>5,301,400百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>4,054,684百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td>7,315,723百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>357,140百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金7,949百万円、特定取引資産27,660百万円、有価証券2,106,366百万円、貸出金396,986百万円、買入金銭債権2,000百万円を差し入れております。</p> <p>非連結子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は143,540百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は24,683百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替の額面金額は15,911百万円であります。</p>	コールローン及び買入手形	6,200百万円	特定取引資産	4,452,689百万円	有価証券	12,755,455百万円	貸出金	4,736,956百万円	動産不動産	53百万円	預金	627,227百万円	コールマネー及び売渡手形	5,301,400百万円	売現先勘定	4,054,684百万円	債券貸借取引受入担保金	7,315,723百万円	借入金	357,140百万円	<p>9. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>特定取引資産</td><td>6,666,000百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>10,708,367百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>6,083,643百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>827,617百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>4,603,000百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>4,774,963百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td>8,038,492百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>973,612百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>137百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金11,733百万円、特定取引資産200,205百万円、有価証券2,362,652百万円、貸出金324,147百万円を差し入れております。</p> <p>非連結子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は147,506百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は39,627百万円及びデリバティブ取引差入担保金は269,783百万円あります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替の額面金額は19,994百万円あります。</p>	特定取引資産	6,666,000百万円	有価証券	10,708,367百万円	貸出金	6,083,643百万円	預金	827,617百万円	コールマネー及び売渡手形	4,603,000百万円	売現先勘定	4,774,963百万円	債券貸借取引受入担保金	8,038,492百万円	借入金	973,612百万円	その他負債	137百万円	<p>9. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>特定取引資産</td><td>4,107,695百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>13,086,449百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>4,973,990百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>613,370百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>4,763,500百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>4,552,666百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td>7,561,629百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>497,696百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>137百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金6,755百万円、特定取引資産365,978百万円、有価証券2,297,837百万円、貸出金330,416百万円を差し入れております。</p> <p>非連結子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は153,125百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は25,596百万円及びデリバティブ取引差入担保金は321,544百万円あります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替の額面金額は、12,379百万円あります。</p>	特定取引資産	4,107,695百万円	有価証券	13,086,449百万円	貸出金	4,973,990百万円	預金	613,370百万円	コールマネー及び売渡手形	4,763,500百万円	売現先勘定	4,552,666百万円	債券貸借取引受入担保金	7,561,629百万円	借入金	497,696百万円	その他負債	137百万円
コールローン及び買入手形	6,200百万円																																																									
特定取引資産	4,452,689百万円																																																									
有価証券	12,755,455百万円																																																									
貸出金	4,736,956百万円																																																									
動産不動産	53百万円																																																									
預金	627,227百万円																																																									
コールマネー及び売渡手形	5,301,400百万円																																																									
売現先勘定	4,054,684百万円																																																									
債券貸借取引受入担保金	7,315,723百万円																																																									
借入金	357,140百万円																																																									
特定取引資産	6,666,000百万円																																																									
有価証券	10,708,367百万円																																																									
貸出金	6,083,643百万円																																																									
預金	827,617百万円																																																									
コールマネー及び売渡手形	4,603,000百万円																																																									
売現先勘定	4,774,963百万円																																																									
債券貸借取引受入担保金	8,038,492百万円																																																									
借入金	973,612百万円																																																									
その他負債	137百万円																																																									
特定取引資産	4,107,695百万円																																																									
有価証券	13,086,449百万円																																																									
貸出金	4,973,990百万円																																																									
預金	613,370百万円																																																									
コールマネー及び売渡手形	4,763,500百万円																																																									
売現先勘定	4,552,666百万円																																																									
債券貸借取引受入担保金	7,561,629百万円																																																									
借入金	497,696百万円																																																									
その他負債	137百万円																																																									

前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	前連結会計年度末 (平成16年3月31日)
<p>10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は46,150,570百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの、又は任意の時期に無条件で取消可能なものが42,890,543百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,912,648百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,705,748百万円です。</p>	<p>10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、44,719,011百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が41,053,781百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,417,299百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,225,681百万円です。</p>	<p>10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、43,249,003百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が39,966,604百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,725,255百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,516,244百万円です。</p>

前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	前連結会計年度末 (平成16年3月31日)
<p>12. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、国内銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>13. 動産不動産の減価償却累計額 752,746百万円</p> <p>14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金647,260百万円が含まれております。</p> <p>15. 社債には、劣後特約付社債2,255,504百万円が含まれております。</p>	<p>12. 同左</p> <p>13. 動産不動産の減価償却累計額 695,263百万円</p> <p>14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金711,018百万円が含まれております。</p> <p>15. 社債には、劣後特約付社債2,192,773百万円が含まれております。</p>	<p>12. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、国内銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 253,406百万円</p> <p>13. 動産不動産の減価償却累計額 695,663百万円</p> <p>14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金722,294百万円が含まれております。</p> <p>15. 社債には、劣後特約付社債2,211,785百万円が含まれております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	前連結会計年度末 (平成16年3月31日)
<p>16. その他資産には、一部の国内銀行連結子会社の平成7年度における日本ハウジングローン株式会社に対する貸出金償却額376,055百万円の損金経理につき、平成8年8月23日に東京国税局より更正を受けたことに伴い仮納付した追徴税額222,682百万円が含まれております。</p> <p>当該国内銀行連結子会社としては、その更正理由が容認し難いため、国税不服審判所への審査請求棄却を経て、平成9年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起し、平成13年3月2日付にて全面勝訴いたしました。同年3月16日付にて東京高等裁判所に控訴され、平成14年3月14日付にて敗訴の判決を受けたことから、同年3月27日付にて最高裁判所に対し上告提起及び上告受理申立を行っております。</p> <p>また、当該国内銀行連結子会社としては、その主張は正当なものと確信しておりますが、一方で、財務の健全性の観点から保守的に134,819百万円を偶発損失引当金として計上しております(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項5. 会計処理基準に関する事項(11)偶発損失引当金の計上基準参照)。</p> <p>17. 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託819,884百万円、貸付信託1,030,946百万円であります。</p>	<p>16. その他資産には、一部の国内銀行連結子会社の平成7年度における日本ハウジングローン株式会社に対する貸出金償却額376,055百万円の損金経理につき、平成8年8月23日に東京国税局より更正を受けたことに伴い仮納付した追徴税額222,682百万円が含まれております。</p> <p>当該国内銀行連結子会社としては、その更正理由が容認し難いため、国税不服審判所への審査請求棄却を経て、平成9年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起し、平成13年3月2日付にて全面勝訴いたしました。同年3月16日付にて東京高等裁判所に控訴され、平成14年3月14日付にて敗訴の判決を受けたことから、同年3月27日付にて最高裁判所に対し上告提起及び上告受理申立を行っております。</p> <p>また、当該国内銀行連結子会社としては、その主張は正当なものと確信しておりますが、一方で、財務の健全性の観点から保守的に131,173百万円を偶発損失引当金として計上しております(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項5. 会計処理基準に関する事項(11)偶発損失引当金の計上基準参照)。</p> <p>17. 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託823,052百万円、貸付信託786,395百万円であります。</p>	<p>16. その他資産には、一部の国内銀行連結子会社の平成7年度における日本ハウジングローン株式会社に対する貸出金償却額376,055百万円の損金経理につき、平成8年8月23日に東京国税局より更正を受けたことに伴い仮納付した追徴税額222,682百万円が含まれております。</p> <p>当該国内銀行連結子会社としては、その更正理由が容認し難いため、国税不服審判所への審査請求棄却を経て、平成9年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起し、平成13年3月2日付にて全面勝訴いたしました。同年3月16日付にて東京高等裁判所に控訴され、平成14年3月14日付にて敗訴の判決を受けたことから、同年3月27日付にて最高裁判所に対し上告提起及び上告受理申立を行っております。</p> <p>また、当該国内銀行連結子会社としては、その主張は正当なものと確信しておりますが、一方で、財務の健全性の観点から保守的に131,159百万円を偶発損失引当金として計上しております(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項5. 会計処理基準に関する事項(11)偶発損失引当金の計上基準参照)。</p> <p>17. 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は金銭信託824,741百万円、貸付信託869,287百万円であります。</p>

[次へ](#)

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
<p>1. その他経常収益には、株式等売却益 151,926百万円及び退職給付信託設定益 60,532百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常費用には、貸出金償却 91,393百万円及び貸倒引当金繰入額 90,370百万円を含んでおります。</p> <p>3. 特別利益には、東京都外形標準課税訴 訟の和解に伴う還付税金及び当中間連結 会計期間末までに対応する還付加算金相 当額の合計58,155百万円、厚生年金基金 代行返上益45,169百万円、過去勤務債務 の償却額等14,426百万円を含んでおりま す。</p> <p>4. 特別損失には、動産不動産処分損 36,942百万円及び退職給付会計導入に伴 う会計基準変更時差異の費用処理額 15,796百万円を含んでおります。</p>	<p>1. その他経常収益には、株式等売却益 138,368百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常費用には、貸出金償却 138,409百万円及び株式等償却49,523百 万円を含んでおります。</p> <p>3. 特別利益には、貸倒引当金純取崩額 187,236百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別損失には、減損損失43,510百万 円、当中間連結会計期間より時価ヘッジ 会計を適用したことによる影響14,412百 万円及び退職給付会計導入に伴う会計基 準変更時差異の費用処理額12,276百万円 を含んでおります。</p>	<p>1. その他経常収益には、株式等売却益 251,929百万円及び退職給付信託設定益 60,735百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常費用には、貸出金償却 209,509百万円を含んでおります。</p> <p>3. 特別利益には、東京都外形標準課税訴 訟の和解に伴う還付税金及び還付加算金 の合計58,198百万円、厚生年金基金代行 返上益45,169百万円、過去勤務債務の償 却額等14,426百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別損失は、退職給付会計導入に伴う 会計基準変更時差異の費用処理額であり ます。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)												
	<p>5. 当中間連結会計期間において、以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="512 309 922 703"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏</td> <td>遊休資産 78物件 処分予定資産</td> <td>土地建物 動産等</td> <td>29,594</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>営業用店舗 1ヶ店 廃止予定店舗 5ヶ店 遊休資産 90物件</td> <td>土地建物 動産等</td> <td>13,916</td> </tr> </tbody> </table> <p>一部の国内連結子会社において、投資額の回収が見込めなくなった営業用店舗について減損損失を計上しております。その際のグルーピングは、各支店を各々独立した単位としております。回収可能価額については、使用価値により測定しており、当該連結子会社では割引率8.8%を適用しております。</p> <p>国内銀行連結子会社、一部の国内信託銀行連結子会社及び一部の国内連結子会社において、廃止予定店舗、処分予定資産及び遊休資産について減損損失を計上しております。その際のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。回収可能価額については、正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、路線価に基づいて奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出した価額、及び鑑定評価額に基づいた価額等から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	首都圏	遊休資産 78物件 処分予定資産	土地建物 動産等	29,594	その他	営業用店舗 1ヶ店 廃止予定店舗 5ヶ店 遊休資産 90物件	土地建物 動産等	13,916	
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)											
首都圏	遊休資産 78物件 処分予定資産	土地建物 動産等	29,594											
その他	営業用店舗 1ヶ店 廃止予定店舗 5ヶ店 遊休資産 90物件	土地建物 動産等	13,916											

( 中間連結キャッシュ・フロー計算書関係 )

前中間連結会計期間 ( 自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日 )	当中間連結会計期間 ( 自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日 )	前連結会計年度 ( 自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日 )
1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係  平成15年9月30日現在 (単位 百万円) 現金預け金勘定 7,012,827 中央銀行預け金を除く 預け金 685,178 <hr/> 現金及び現金同等物 6,327,649	1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係  平成16年9月30日現在 (単位 百万円) 現金預け金勘定 5,442,843 中央銀行預け金を除く 預け金 1,667,223 <hr/> 現金及び現金同等物 3,775,619	1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額 との関係  平成16年3月31日現在 (単位 百万円) 現金預け金勘定 6,813,510 中央銀行預け金を除く 預け金 1,283,846 <hr/> 現金及び現金同等物 5,529,664

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)																																																																																																												
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1)借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">取得価額相当額</td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>75,244百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4,139百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>79,384百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却累計額相当額</td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>48,104百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2,394百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>50,498百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中間連結会計期間末残高相当額</td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>27,140百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,745百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>28,885百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>13,033百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>32,154百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>45,188百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>6,876百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>6,133百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>582百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法</li> </ul> <p>原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各中間連結会計期間の減価償却費相当額とする定率法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利息相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(2)貸手側 該当ありません。</p>	取得価額相当額		動産	75,244百万円	その他	4,139百万円	合計	79,384百万円	減価償却累計額相当額		動産	48,104百万円	その他	2,394百万円	合計	50,498百万円	中間連結会計期間末残高相当額		動産	27,140百万円	その他	1,745百万円	合計	28,885百万円	1年内	13,033百万円	1年超	32,154百万円	合計	45,188百万円	支払リース料	6,876百万円	減価償却費相当額	6,133百万円	支払利息相当額	582百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1)借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">取得価額相当額</td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>80,196百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2,768百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>82,964百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却累計額相当額</td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>51,478百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,578百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>53,057百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中間連結会計期間末残高相当額</td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>28,717百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,189百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>29,906百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>14,045百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>31,478百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>45,524百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>7,539百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>7,196百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>607百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法</li> </ul> <p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利息相当額の算定方法</li> </ul> <p>同左</p> <p>(2)貸手側 該当ありません。</p>	取得価額相当額		動産	80,196百万円	その他	2,768百万円	合計	82,964百万円	減価償却累計額相当額		動産	51,478百万円	その他	1,578百万円	合計	53,057百万円	中間連結会計期間末残高相当額		動産	28,717百万円	その他	1,189百万円	合計	29,906百万円	1年内	14,045百万円	1年超	31,478百万円	合計	45,524百万円	支払リース料	7,539百万円	減価償却費相当額	7,196百万円	支払利息相当額	607百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1)借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">取得価額相当額</td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>83,140百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4,706百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>87,847百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却累計額相当額</td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>52,233百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2,921百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>55,154百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年度末残高相当額</td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>30,907百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,785百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>32,692百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料年度末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>14,477百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>35,072百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>49,550百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>14,433百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>13,754百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>1,161百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法</li> </ul> <p>原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各連結会計年度の減価償却費相当額とする定率法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利息相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(2)貸手側 該当ありません。</p>	取得価額相当額		動産	83,140百万円	その他	4,706百万円	合計	87,847百万円	減価償却累計額相当額		動産	52,233百万円	その他	2,921百万円	合計	55,154百万円	年度末残高相当額		動産	30,907百万円	その他	1,785百万円	合計	32,692百万円	1年内	14,477百万円	1年超	35,072百万円	合計	49,550百万円	支払リース料	14,433百万円	減価償却費相当額	13,754百万円	支払利息相当額	1,161百万円
取得価額相当額																																																																																																														
動産	75,244百万円																																																																																																													
その他	4,139百万円																																																																																																													
合計	79,384百万円																																																																																																													
減価償却累計額相当額																																																																																																														
動産	48,104百万円																																																																																																													
その他	2,394百万円																																																																																																													
合計	50,498百万円																																																																																																													
中間連結会計期間末残高相当額																																																																																																														
動産	27,140百万円																																																																																																													
その他	1,745百万円																																																																																																													
合計	28,885百万円																																																																																																													
1年内	13,033百万円																																																																																																													
1年超	32,154百万円																																																																																																													
合計	45,188百万円																																																																																																													
支払リース料	6,876百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	6,133百万円																																																																																																													
支払利息相当額	582百万円																																																																																																													
取得価額相当額																																																																																																														
動産	80,196百万円																																																																																																													
その他	2,768百万円																																																																																																													
合計	82,964百万円																																																																																																													
減価償却累計額相当額																																																																																																														
動産	51,478百万円																																																																																																													
その他	1,578百万円																																																																																																													
合計	53,057百万円																																																																																																													
中間連結会計期間末残高相当額																																																																																																														
動産	28,717百万円																																																																																																													
その他	1,189百万円																																																																																																													
合計	29,906百万円																																																																																																													
1年内	14,045百万円																																																																																																													
1年超	31,478百万円																																																																																																													
合計	45,524百万円																																																																																																													
支払リース料	7,539百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	7,196百万円																																																																																																													
支払利息相当額	607百万円																																																																																																													
取得価額相当額																																																																																																														
動産	83,140百万円																																																																																																													
その他	4,706百万円																																																																																																													
合計	87,847百万円																																																																																																													
減価償却累計額相当額																																																																																																														
動産	52,233百万円																																																																																																													
その他	2,921百万円																																																																																																													
合計	55,154百万円																																																																																																													
年度末残高相当額																																																																																																														
動産	30,907百万円																																																																																																													
その他	1,785百万円																																																																																																													
合計	32,692百万円																																																																																																													
1年内	14,477百万円																																																																																																													
1年超	35,072百万円																																																																																																													
合計	49,550百万円																																																																																																													
支払リース料	14,433百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	13,754百万円																																																																																																													
支払利息相当額	1,161百万円																																																																																																													

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)																								
<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>(1)借手側</p> <p>・未経過リース料</p> <table data-bbox="159 280 494 380"> <tr><td>1年内</td><td>10,677百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>98,322百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>108,999百万円</td></tr> </table> <p>(2)貸手側</p> <p>・未経過リース料</p> <table data-bbox="159 481 494 582"> <tr><td>1年内</td><td>1,018百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>9,368百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>10,386百万円</td></tr> </table>	1年内	10,677百万円	1年超	98,322百万円	合計	108,999百万円	1年内	1,018百万円	1年超	9,368百万円	合計	10,386百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>(1)借手側</p> <p>・未経過リース料</p> <table data-bbox="590 280 917 380"> <tr><td>1年内</td><td>25,083百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>147,234百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>172,317百万円</td></tr> </table> <p>(2)貸手側</p> <p>該当ありません。</p>	1年内	25,083百万円	1年超	147,234百万円	合計	172,317百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>(1)借手側</p> <p>・未経過リース料</p> <table data-bbox="1021 280 1348 380"> <tr><td>1年内</td><td>25,563百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>159,353百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>184,917百万円</td></tr> </table> <p>(2)貸手側</p> <p>該当ありません。</p>	1年内	25,563百万円	1年超	159,353百万円	合計	184,917百万円
1年内	10,677百万円																									
1年超	98,322百万円																									
合計	108,999百万円																									
1年内	1,018百万円																									
1年超	9,368百万円																									
合計	10,386百万円																									
1年内	25,083百万円																									
1年超	147,234百万円																									
合計	172,317百万円																									
1年内	25,563百万円																									
1年超	159,353百万円																									
合計	184,917百万円																									

[次へ](#)

(有価証券関係)

1. (中間)連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券、譲渡性預け金及びコマーシャル・ペーパー等、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」の一部も含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)  
該当ありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対 照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	3,668,043	4,213,389	545,346	688,705	143,359
債券	15,925,242	15,704,978	220,263	7,356	227,619
国債	15,578,565	15,357,826	220,738	3,848	224,587
地方債	89,622	91,306	1,684	2,504	819
社債	257,055	255,845	1,209	1,002	2,212
その他	4,858,998	4,887,394	28,396	51,259	22,862
合計	24,452,284	24,805,762	353,478	747,321	393,842

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、国内株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価(原則として中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるかと判断される銘柄を除き、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は472百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・ 時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・ 時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成15年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	766,957
非公募債券	1,103,402

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成16年9月30日現在）

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	1,117,261	1,120,902	3,640	3,640	-
地方債	53,657	53,897	239	268	28
その他	99,624	101,589	1,965	1,965	-
合計	1,270,544	1,276,389	5,845	5,873	28

(注) 1. 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成16年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対 照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	3,128,265	3,951,185	822,920	900,362	77,442
債券	20,515,621	20,375,533	140,087	11,759	151,846
国債	19,992,051	19,848,730	143,321	6,672	149,994
地方債	121,797	123,660	1,862	2,482	619
社債	401,772	403,143	1,371	2,604	1,233
その他	4,922,127	4,919,006	3,121	35,367	38,489
合計	28,566,014	29,245,725	679,711	947,490	267,778

(注) 1. 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は32,904百万円（収益）であります。

2. 中間連結貸借対照表計上額は、国内株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は8,455百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・ 時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・ 時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成16年9月30日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	856,136
非公募債券	1,387,431

前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券（平成16年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	5,592,183	2,702

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成16年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
国債	897,546	898,183	636	1,119	482
地方債	18,058	18,087	28	28	-
合計	915,604	916,270	665	1,147	482

（注） 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成16年3月31日現在）

	取得原価 （百万円）	連結貸借対照表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
株式	3,477,151	4,361,720	884,569	967,246	82,677
債券	20,185,912	19,994,717	191,195	9,366	200,561
国債	19,725,985	19,534,207	191,777	5,699	197,477
地方債	97,725	99,202	1,476	2,321	844
社債	362,201	361,307	894	1,345	2,239
その他	4,232,193	4,259,251	27,058	42,254	15,196
合計	27,895,257	28,615,689	720,432	1,018,867	298,435

（注） 1. 連結貸借対照表計上額は、国内株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当連結会計年度末日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は1,417百万円であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は以下のとおりであります。

- ・ 時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・ 時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成15年4月1日 至平成16年3月31日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
その他有価証券	46,704,782	483,208	130,946

6. 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成16年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	837,239
非公募債券	1,299,514

7. 保有目的を変更した有価証券（自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日）

該当ありません。

8. 満期保有目的の債券及びその他有価証券のうち満期があるものの償還予定額（平成16年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	10,212,773	7,348,507	3,892,826	735,730
国債	9,965,129	6,183,640	3,656,500	626,483
地方債	2,200	39,105	73,798	10,716
社債	245,443	1,125,761	162,527	98,530
その他	873,745	2,032,448	791,538	679,982
合計	11,086,518	9,380,955	4,684,364	1,415,712

（金銭の信託関係）

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成15年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成15年9月30日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成16年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成16年9月30日現在）

該当ありません。

前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託（平成16年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に含 まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	27,863	132

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成16年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成16年3月31日現在）

該当ありません。

[次へ](#)

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成15年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	353,365
その他有価証券	353,365
その他の金銭の信託	-
(+) 繰延税金資産	1,769
(-) 繰延税金負債	197,817
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	157,317
(-) 少数株主持分相当額	15,544
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券 に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	637
その他有価証券評価差額金	142,410

(注) 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金（平成16年9月30日現在）

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	646,949
その他有価証券	646,949
その他の金銭の信託	-
(+) 繰延税金資産	297
(-) 繰延税金負債	272,275
その他有価証券評価差額金 （持分相当額調整前）	374,971
(-) 少数株主持分相当額	25,779
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券 に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	1,299
その他有価証券評価差額金	350,491

（注）1．その他有価証券の評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は32,904百万円（収益）であります。

2．時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金（平成16年3月31日現在）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	720,256
その他有価証券	720,256
その他の金銭の信託	-
(+) 繰延税金資産	105
(-) 繰延税金負債	305,409
その他有価証券評価差額金 （持分相当額調整前）	414,952
(-) 少数株主持分相当額	23,862
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券 に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	1,681
その他有価証券評価差額金	392,772

（注）時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引 (平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	67,426,576	7,492	7,492
	金利オプション	31,552,870	1,008	530
店頭	金利先渡契約	54,942,055	432	432
	金利スワップ	673,910,309	298,094	298,094
	金利オプション	20,653,297	3,809	3,594
	合計	-	-	308,218

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引 (平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	43,741	56	56
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	20,281,727	127,795	29,186
	為替予約	29,060,036	108,713	108,713
	通貨オプション	10,905,090	18,509	56,384
	合計	-	-	81,459

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. 従来、引直し対象としていた先物為替予約、通貨オプション等は、当中間連結会計期間からは上記に含めて記載しております。なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、ヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

## (3) 株式関連取引 (平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株式指数先物	160,894	633	633
	株式指数先物オプション	143,725	354	977
店頭	有価証券店頭オプション	378,833	6,087	3,747
	有価証券店頭指数等スワップ	100	11	11
	株式先渡契約	5,563	93	93
	合計	-	-	5,462

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定  
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。  
 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (4) 債券関連取引 (平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物	2,202,328	1,054	1,054
	債券先物オプション	121,830	237	9
店頭	債券店頭オプション	701,994	2,410	2,179
	合計	-	-	1,115

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定  
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。  
 店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

## (5) 商品関連取引 (平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	商品オプション	319,806	4,418	4,607
	合計	-	-	4,607

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定  
 取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

## (6) クレジットデリバティブ取引（平成15年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	クレジットデリバティブ	769,825	47,014	47,014
	合計	-	-	47,014

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## 2. 時価の算定

取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

## (7) ウェザーデリバティブ取引（平成15年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	ウェザーデリバティブ （オプション系）	595	5	11
	合計	-	-	11

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

## 3. 取引は気温等に係るものであります。

## 当中間連結会計期間末

## (1) 金利関連取引（平成16年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	金利先物	79,409,909	3,483	3,483
	金利オプション	46,210,621	805	3,394
店頭	金利先渡契約	33,612,625	2,220	2,220
	金利スワップ	693,740,951	105,994	105,994
	金利オプション	15,825,659	8,304	8,290
	合計	-	-	116,416

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## 2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引 (平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	33,211	54	54
店頭	通貨スワップ	19,706,569	105,618	20,742
	為替予約	41,711,634	7,308	7,308
	通貨オプション	11,519,159	14,433	81,724
	合計	-	-	95,212

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づき、ヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

## 2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (3) 株式関連取引 (平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株式指数先物	183,949	2,175	2,175
	株式指数先物オプション	116,079	52	117
店頭	有価証券店頭オプション	1,080,099	2,108	1,304
	その他	52,384	375	375
	合計	-	-	3,738

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## 2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (4) 債券関連取引 (平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物	1,805,796	3,479	3,479
	債券先物オプション	425,419	124	329
店頭	債券店頭オプション	1,410,594	2,376	3,236
	合計	-	-	7,046

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## 2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

## (5) 商品関連取引 (平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	商品オプション	641,653	8,290	8,290
	合計	-	-	8,290

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定  
 取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

## (6) クレジットデリバティブ取引 (平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジットデリバティブ	1,501,366	34,778	34,778
	合計	-	-	34,778

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定  
 取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

## (7) ウェザーデリバティブ取引 (平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系)	750	21	21
	合計	-	-	21

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定  
 取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 取引は気温等に係るものであります。

[次へ](#)

1. 取引の状況に関する事項

前連結会計年度  
 (自 平成15年4月1日  
 至 平成16年3月31日)

(1)取引の内容

当社グループは、主に以下のデリバティブ（金融派生商品）取引を行っております。

- A. 金利関連取引：金利スワップ、金利先渡取引（FRA）、金利先物、金利先物オプション、金利オプション
- B. 通貨関連取引：通貨先物、通貨先物オプション、通貨オプション、通貨スワップ、先物為替予約取引
- C. 債券関連取引：債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション
- D. 株式関連取引：株式指数先物、株式指数先物オプション、株式店頭オプション
- E. その他：クレジットデリバティブ、コモディティデリバティブ、ウェザーデリバティブ等

(2)利用目的

当社グループは、「お客さまの多様なニーズへの対応」、「当社グループが保有する資産・負債に係わるリスクコントロール（ALM：Asset and Liability Management）」及び「トレーディング業務」にデリバティブ取引を利用しております。

なお、「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール（ALM：Asset and Liability Management）」としては、主として貸出金・預金等の多数の金銭債権・債務に係る金利リスクをリスク管理方針に従い、当該リスクが共通する単位ごとにグルーピングした上で管理する「包括ヘッジ」を実施しており、金利スワップ取引等を、（キャッシュ・フロー・ヘッジ又はフェアバリューヘッジの）ヘッジ手段として利用しております。当該取引の太宗はヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、当該取引に関するヘッジの有効性評価は、回帰分析等によりヘッジ対象の相場変動リスク又はキャッシュフロー変動リスクがヘッジ手段により高い程度で相殺されることを定期的に検証することにより行っております。

(3)取引に対する取組方針

当社グループは、デリバティブ取引の利用目的に応じて以下の取組方針のもと行っております。

- A. 「お客さまの多様なニーズへの対応」  
 お客さまのニーズを十分に把握した上で、グループ共通の金融商品勧誘方針に基づき、お客さまの知識や経験および財産の状況に応じた、適切な金融商品をお勧めしています。販売に際しては、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分にご理解していただけるよう、説明に努めております。
- B. 「当社グループが保有する資産・負債に係わるリスクコントロール  
 （ALM：Asset and Liability Management）」  
 定期的に、「ALM・マーケットリスク委員会」を開催し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益の計上を目的に取引方針を定めております。
- C. 「トレーディング業務」  
 適正なリスク限度及び、厳格な管理の下で、収益極大化を図るべく取引を行っております。

(4)取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引の主なリスクは以下の通りであります。

- A. 信用リスク：取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスク。
- B. 市場リスク：金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場の変動により、デリバティブの価値が変動し損失を被るリスク。
- C. 市場流動性リスク：市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク。

(5)取引に係るリスク管理体制

A. 信用リスク管理体制

信用リスクに関する重要事項は「信用リスク管理の基本方針」に則り、取締役会が決定しております。また、信用リスク管理に関する経営政策委員会として「ポートフォリオマネジメント委員会」を設置し、当社グループのクレジットポートフォリオ運営について総合的に審議、調整を行っております。リスク管理グループ長が所管する統合リスク管理部と与信企画部は共同して、信用リスク管理に関する基本的な事項の企画立案、推進を行っております。

自己資本比率（国際統一基準）の算出対象となるデリバティブ取引の信用リスク相当額（与信相当額）は3,291,479百万円であります。

B. 市場リスク管理体制

「市場リスク管理の基本方針」を取締役会で定め、市場リスクのモニタリング・報告と分析・提言、諸リミットの設定等を担い、市場リスク管理に関する企画立案・推進を行う専門部署として統合リスク管理部を設置しております。

当社グループは、金利リスク等の総合管理（ALM）を含めた市場リスクについての盤石な管理体制を構築し、リスクを総合的に把握・管理し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営を行っております。

市場リスク管理等について総合的に審議・調整を行う経営政策委員会として「ALM・マーケットリスク委員会」を設置し、同委員会において、ALMに係る基本方針・資金運用調達に関する事項・リスク計画・市場リスク管理に関する事項の審議・調整や、マーケットの急変等緊急時における対応策の提言等を行っております。

報告体制については、傘下子会社より統合リスク管理部に必要なデータの供給を受け、またリスクの状況等およびリミット等の遵守状況等について定期的および必要に応じて都度報告を受けており、これら報告等に基づいて市場リスク管理の状況の把握等を行い、市場リスクの状況、リミットの遵守状況等について、日次で社長に、また、定期的および必要に応じて都度、取締役会および経営会議等に報告しております。

当社グループのトレーディング業務にかかるV A R（Value at Risk）は以下のとおりであります。

(a) V A Rの範囲、前提等

- ・ 信頼区間：片側（one-tailed）99.0%（両側98%）
- ・ 保有期間：1日
- ・ 変動計測のための市場データの標本期間：1年（265営業日264リターン）

(b)対象期間中のV A Rの実績

- ・ 最大値：47億円
- ・ 平均値：31億円

対象期間は平成15年4月1日～平成16年3月31日

（注）V A R（Value at Risk）とは、市場の動きに対し、一定期間（保有期間）・一定確率（信頼区間）のもとで保有ポートフォリオが被る可能性のある想定最大損失額で、市場リスク量を計測する方法であります。V A Rの金額は保有期間・信頼区間の設定方法、市場の変動の計測手法（計測モデルと呼びます）によって異なります。

前連結会計年度  
(自 平成15年4月1日  
至 平成16年3月31日)

(信用リスク相当額)

種類	前連結会計年度末 (平成16年3月31日現在)
	金額(百万円)
金利スワップ	8,081,842
通貨スワップ	859,968
先物外国為替取引	810,997
金利オプション(買)	190,952
通貨オプション(買)	457,033
その他の金融派生商品	154,693
一括清算ネットティング契約による 信用リスク相当額削減効果	7,264,008
合計	3,291,479

上記は、連結自己資本比率(国際統一基準)に基づく信用リスク相当額であります。

[次へ](#)

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成16年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建	30,704,796	7,241,477	180,409	180,409
	買建	25,770,710	6,728,393	178,386	178,386
	金利オプション				
	売建	18,791,169	2,598,498	28,215	11,994
	買建	19,322,815	2,527,514	41,067	23,832
店頭	金利先渡契約				
	売建	26,462,539	2,509,421	11,306	11,306
	買建	22,583,896	1,784,556	9,149	9,149
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	306,639,056	222,428,023	5,411,524	5,411,524
	受取変動・支払固定	302,833,897	215,681,821	5,223,310	5,223,310
	受取変動・支払変動	50,957,741	35,837,250	875	875
	受取固定・支払固定	185,056	164,027	3,900	3,900
	金利オプション				
	売建	10,045,468	4,260,798	78,495	78,425
買建	10,184,210	4,170,538	83,418	83,199	
	合計	-	-	-	231,973

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (2)通貨関連取引(平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	26,554	-	39	39
	買建	20,122	-	7	7
店頭	通貨スワップ	18,494,511	12,943,329	218,039	48,329
	為替予約				
	売建	16,819,197	426,491	325,585	325,585
	買建	13,440,495	736,990	324,841	324,841
	通貨オプション				
	売建	5,651,246	2,001,092	186,009	18,700
買建	5,445,823	1,986,604	237,121	84,568	
	合計	-	-	-	55,652

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

## 2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出しております。

## 3. 従来、引直し対象としていた先物為替予約、通貨オプション等は、当連結会計年度からは上記に含めて記載しております。なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、ヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

## (3) 株式関連取引 (平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	331,922	-	16,288	16,288
	買建	48,149	-	2,874	2,874
	株式指数先物オプション				
	売建	54,186	-	1,355	3
	買建	64,703	-	1,899	430
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	363,284	107,326	16,774	367
	買建	418,229	112,618	25,613	5,295
	株式先渡契約				
	売建	5,998	-	91	91
	買建	3,925	2,600	233	233
	合計	-	-	-	6,992

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定  
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。  
 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出しております。

## (4) 債券関連取引 (平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物				
	売建	407,599	-	1,661	1,661
	買建	1,001,632	-	1,151	1,151
	債券先物オプション				
	売建	192,651	-	1,805	728
	買建	175,447	-	1,610	79
店頭	債券店頭オプション				
	売建	833,058	5,455	6,562	2,762
	買建	800,945	-	2,069	1,016
	合計	-	-	-	4,937

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定  
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。  
 店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

[次へ](#)

## (5)商品関連取引(平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	商品オプション 売建	190,382	134,895	8,777	8,777
	買建	190,382	134,895	14,713	14,713
	合計	-	-	-	5,935

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定  
 取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算出しております。
3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

## (6)クレジットデリバティブ取引(平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジットデリバティブ 売建	272,177	161,783	1,434	1,434
	買建	784,247	705,377	32,305	32,305
	合計	-	-	-	33,740

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定  
 取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

## (7)ウェザーデリバティブ取引(平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系) 売建	934	-	106	106
	買建	674	-	102	102
	合計	-	-	-	3

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定  
 取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 取引は気温等に係るものであります。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	1,525,341	135,275	82,548	1,743,165	-	1,743,165
(2)セグメント間の内部経常収益	20,293	15,991	56,952	93,237	(93,237)	-
計	1,545,635	151,266	139,501	1,836,403	(93,237)	1,743,165
経常費用	1,063,995	118,576	130,635	1,313,207	(75,484)	1,237,723
経常利益	481,639	32,690	8,866	523,195	(17,753)	505,442

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容

- (1) 銀行業.....銀行業、信託業
- (2) 証券業.....証券業
- (3) その他の事業...クレジットカード業、投資顧問業等

当中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	1,219,420	170,451	78,122	1,467,994	-	1,467,994
(2)セグメント間の内部経常収益	7,427	13,241	50,256	70,925	(70,925)	-
計	1,226,847	183,693	128,378	1,538,919	(70,925)	1,467,994
経常費用	1,009,481	120,947	105,985	1,236,414	(67,091)	1,169,323
経常利益	217,365	62,745	22,393	302,505	(3,833)	298,671

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容

- (1) 銀行業.....銀行業、信託業
- (2) 証券業.....証券業
- (3) その他の事業...クレジットカード業、投資顧問業等

前連結会計年度（自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日）

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	2,752,455	273,290	174,880	3,200,626	-	3,200,626
(2)セグメント間の内部経常収益	26,740	28,821	115,341	170,903	(170,903)	-
計	2,779,196	302,111	290,221	3,371,529	(170,903)	3,200,626
経常費用	1,953,785	233,057	270,505	2,457,348	(153,208)	2,304,139
経常利益	825,411	69,054	19,716	914,181	(17,694)	896,486

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容

- (1) 銀行業.....銀行業、信託業
- (2) 証券業.....証券業
- (3) その他の事業...クレジットカード業、投資顧問業等

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1)外部顧客に対する経常収益	1,490,456	111,348	93,849	47,510	1,743,165	-	1,743,165
(2)セグメント間の内部経常収益	134,715	45,404	796	64	180,982	(180,982)	-
計	1,625,172	156,753	94,646	47,574	1,924,147	(180,982)	1,743,165
経常費用	1,106,796	134,450	93,365	16,966	1,351,579	(113,856)	1,237,723
経常利益	518,376	22,302	1,281	30,608	572,568	(67,125)	505,442

(注) 1. 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 「米州」には、カナダ、アメリカ等が属しております。「欧州」には、イギリス等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポール等が属しております。

3. 一部の国内連結子会社の為替スワップに係る収益及び費用は、従来、総額表示しておりましたが、当中間連結会計期間より業種別監査委員会報告第25号に基づきヘッジ会計を適用したことにより純額表示によっております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常収益及び経常費用は日本について4,773百万円、欧州について2,245百万円、アジア・オセアニアについて1,018百万円それぞれ減少しております。

当中間連結会計期間（自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1)外部顧客に対する経常収益	1,265,151	84,639	85,808	32,394	1,467,994	-	1,467,994
(2)セグメント間の内部経常収益	25,681	59,226	9,855	6,263	101,025	(101,025)	-
計	1,290,832	143,866	95,663	38,657	1,569,020	(101,025)	1,467,994
経常費用	1,023,979	109,377	89,040	30,566	1,252,963	(83,640)	1,169,323
経常利益	266,852	34,488	6,622	8,091	316,056	(17,384)	298,671

(注) 1. 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 「米州」には、カナダ、アメリカ等が属しております。「欧州」には、イギリス等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポール等が属しております。

前連結会計年度（自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1)外部顧客に対する経常収益	2,760,211	177,703	185,295	77,415	3,200,626	-	3,200,626
(2)セグメント間の内部経常収益	143,450	89,879	9,557	1,006	243,893	(243,893)	-
計	2,903,662	267,582	194,852	78,422	3,444,519	(243,893)	3,200,626
経常費用	2,063,911	194,577	181,283	38,997	2,478,769	(174,630)	2,304,139
経常利益	839,751	73,005	13,568	39,424	965,750	(69,263)	896,486

(注) 1. 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 「米州」には、カナダ、アメリカ等が属しております。「欧州」には、イギリス等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポール等が属しております。

3. 一部の国内銀行連結子会社の為替スワップに係る収益及び費用は、従来、総額表示しておりましたが、当連結会計年度より業種別監査委員会報告第25号に基づきヘッジ会計を適用したことにより純額表示によっております。この結果、従来の方によった場合と比較して、経常収益及び経常費用は日本について6,798百万円、欧州について4,666百万円、アジア・オセアニアについて1,789百万円それぞれ減少しております。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間（自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日）

	金額（百万円）
海外経常収益	252,708
連結経常収益	1,743,165
海外経常収益の連結経常収益に占める割合（％）	14.4

（注）1．一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

- 2．海外経常収益は、国内連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間（自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日）

	金額（百万円）
海外経常収益	202,843
連結経常収益	1,467,994
海外経常収益の連結経常収益に占める割合（％）	13.8

（注）1．一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

- 2．海外経常収益は、国内連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度（自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日）

	金額（百万円）
海外経常収益	440,414
連結経常収益	3,200,626
海外経常収益の連結経常収益に占める割合（％）	13.7

（注）1．一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

- 2．海外経常収益は、国内連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

## ( 1 株当たり情報 )

	前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
1株当たり純資産額	29,072円85銭	77,567円14銭	61,980円34銭
1株当たり中間(当期)純利益	26,320円47銭	21,706円23銭	36,153円27銭
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	12,301円29銭	14,175円69銭	18,754円94銭

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益		26,320円47銭	21,706円23銭	36,153円27銭
中間(当期)純利益	百万円	255,397	233,941	406,982
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-	41,969
(うち優先配当額)	百万円	(-)	(-)	(41,969)
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	255,397	233,941	365,012
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	9,703	10,777	10,096

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益		12,301円29銭	14,175円69銭	18,754円94銭
中間(当期)純利益調整額	百万円	-	-	27,429
(うち優先配当額)	百万円	(-)	(-)	(27,429)
普通株式増加数	千株	11,058	5,725	10,828
(うち優先株式)	千株	(11,058)	(5,725)	(10,828)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要		一部の国内信託銀行連 結子会社が発行する 2003年9月30日満期米 ドル建転換社債(額面 総額39,360千米ド ル)。なお、本社は 当中間連結会計期間に 償還しております。		一部の国内信託銀行連 結子会社が発行する 2003年9月30日満期米 ドル建転換社債(額面 総額39,630千米ド ル)。なお、本社は 当連結会計年度に償還 しております。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
		一部の国内銀行連結子会社は、平成16年6月18日に、取引先である興和不動産株式会社及びその子会社である興和不動産販売株式会社と、興和不動産グループの事業再編に関し、支援にかかる協定を締結いたしました。この結果、当該取引先向け債権のうち、事業再編において会社分割により興和不動産株式会社に残存する予定の貸出金は175,700百万円と見込んでおりますが、同社は今後とも事業を継続していくことから回収額が変動するため、損失負担額については現在確定しておりません。

(2) 【その他】

(重要な後発事象)

平成16年12月24日、最高裁判所にて、日本ハウジングローン株式会社向け貸出金償却に関する更正処分等取消訴訟につき、一部の国内銀行連結子会社の請求を認容するとの判決を受けました。これにより、平成8年に仮納付した追徴税額222,682百万円は一部の国内銀行連結子会社に還付されることとなります。

本件に伴い、偶発損失引当金の取崩し、還付加算金の収受、及び繰延税金資産に係る評価性引当額の取崩しによる損益に与える影響は約280,000百万円と計算されます。( (1) 中間連結財務諸表 注記事項(中間連結貸借対照表関係) 16. 参照)

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間会計期間末 (平成16年9月30日)		前事業年度末 要約貸借対照表 (平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金及び預金		2,164		924		1,231	
その他		1,671		38,412		2,709	
流動資産合計		3,835	0.1	39,337	1.2	3,940	0.1
固定資産							
有形固定資産	1	658		882		1,014	
無形固定資産		3,697		3,812		3,903	
投資その他の資産		3,589,288		3,358,121		3,590,312	
関係会社株式		3,588,487		3,356,116		3,588,866	
その他		801		2,004		1,446	
固定資産合計		3,593,643	99.9	3,362,816	98.8	3,595,229	99.9
繰延資産		1,066	0.0	761	0.0	914	0.0
資産合計		3,598,545	100.0	3,402,916	100.0	3,600,085	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間会計期間末 (平成16年9月30日)		前事業年度末 要約貸借対照表 (平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
コマーシャル・ペーパー		60,000		165,000		65,000	
賞与引当金		150		139		150	
その他		3,147		732		867	
流動負債合計		63,298	1.8	165,872	4.9	66,018	1.8
固定負債							
退職給付引当金		69		198		77	
その他		229		671		491	
固定負債合計		299	0.0	870	0.0	568	0.0
負債合計		63,598	1.8	166,742	4.9	66,587	1.8
(資本の部)							
資本金		1,540,965	42.8	1,540,965	45.3	1,540,965	42.8
資本剰余金							
資本準備金		1,752,885		385,241		1,752,885	
その他資本剰余金		-		1,127,689		-	
資本剰余金合計		1,752,885	48.7	1,512,930	44.4	1,752,885	48.7
利益剰余金							
利益準備金		4,350		4,350		4,350	
任意積立金		147,662		47,662		147,662	
中間(当期)未処分利益		89,134		130,608		87,820	
利益剰余金合計		241,146	6.7	182,621	5.4	239,832	6.7
其他有価証券評価差額金		5	0.0	10	0.0	10	0.0
自己株式		44	0.0	333	0.0	174	0.0
資本合計		3,534,947	98.2	3,236,173	95.1	3,533,497	98.2
負債資本合計		3,598,545	100.0	3,402,916	100.0	3,600,085	100.0

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)			当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)			前事業年度要約損益計算書 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)		
		金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)
営業収益			20,393	100.0		19,760	100.0		25,748	100.0
営業費用										
販売費及び一般管理費	1	5,191	5,191	25.5	5,724	5,724	29.0	11,761	11,761	45.7
営業利益			15,202	74.5		14,035	71.0		13,986	54.3
営業外収益			256	1.3		92	0.5		428	1.7
営業外費用	2		421	2.1		252	1.3		749	2.9
經常利益			15,036	73.7		13,875	70.2		13,665	53.1
特別利益	3		-	-		46,732	236.5		4	0.0
特別損失	4		466	2.3		39,727	201.0		2,839	11.0
税引前中間(当期) 純利益			14,570	71.4		20,879	105.7		10,831	42.1
法人税、住民税及び 事業税		3,368			2			559		
法人税等調整額		48	3,319	16.2	340	342	1.8	334	894	3.5
中間(当期)純利益			11,251	55.2		20,536	103.9		9,936	38.6
前期繰越利益			77,883			110,071			77,883	
中間(当期)未処分 利益			89,134			130,608			87,820	

[次へ](#)

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、子会社株式、関連会社株式及び時価のないその他有価証券については、移動平均法による原価法により行っております。	同左	同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。 なお、耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 9年～18年 器具及び備品 : 2年～9年 (2) 無形固定資産 商標権については、定額法を採用し、10年で償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。 なお、耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 8年～47年 器具及び備品 : 2年～17年 (2) 無形固定資産 同左	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。 なお、耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 8年～38年 器具及び備品 : 2年～17年 (2) 無形固定資産 同左
3. 繰延資産の処理方法	創立費及び開業費については商法施行規則の規定により每期均等額（5年）を償却しております。	同左	同左
4. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。	(1) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>(追加情報)</p> <p>当社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年9月25日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。これに伴い、当社は「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措置を適用し、当該将来分返上認可の日において代行部分に係る退職給付債務と年金資産を消滅したものとみなして会計処理をしております。</p> <p>本処理に伴う当中間会計期間における損益に与えている影響額は、特別損失として358百万円計上しております。</p> <p>また、当中間会計期間末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は、112百万円であります。</p>	<p>(追加情報)</p>	<p>(追加情報)</p> <p>当社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年9月25日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。これに伴い、当社は「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措置を適用し、当該将来分返上認可の日において代行部分に係る退職給付債務と年金資産を消滅したものとみなして会計処理をしております。</p> <p>本処理に伴う当事業年度における損益に与えている影響額は、特別損失として358百万円計上しております。</p> <p>また、当事業年度末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は、316百万円であります。</p>
5. 外貨建資産の本邦通貨への換算基準	外貨建資産は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。		
6. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
7. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	(固定資産の減損に係る会計基準) 「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を平成16年4月1日以降開始する事業年度から適用することが認められたことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び同適用指針を適用しておりますが、これによる損益に与える影響はありません。	

[次へ](#)

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間会計期間末 (平成16年9月30日)	前事業年度末 (平成16年3月31日)
1.有形固定資産の減価償却累計額は180百万円となっております。	1.有形固定資産の減価償却累計額は537百万円となっております。 2. Mizuho Financial Group (Cayman) Limited発行の劣後特約付社債に対し劣後特約付保証446,507百万円を行っております。	1.有形固定資産の減価償却累計額は373百万円となっております。 2. Mizuho Financial Group (Cayman) Limited発行の劣後特約付社債に対し劣後特約付保証416,633百万円を行っております。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)	前事業年度 (自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)
<p>1.減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 180百万円</p> <p>無形固定資産 381百万円</p> <p>2.営業外費用のうち主要なもの</p> <p>コマーシャル・ペーパー利息 51百万円</p>	<p>1.減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 163百万円</p> <p>無形固定資産 446百万円</p> <p>2.営業外費用のうち主要なもの</p> <p>コマーシャル・ペーパー利息 66百万円</p> <p>3.特別利益のうち主要なもの</p> <p>関係会社株式 処分益 46,732百万円</p> <p>4.特別損失のうち主要なもの</p> <p>関係会社株式 処分損 39,510百万円</p>	<p>1.減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 373百万円</p> <p>無形固定資産 783百万円</p> <p>2.営業外費用のうち主要なもの</p> <p>コマーシャル・ペーパー利息 100百万円</p> <p>4.特別損失のうち主要なもの</p> <p>本店移転費用 2,206百万円</p>

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)																																																						
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <p>(車両)</p> <table border="0"> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>中間会計期間末残高相当額</td> <td>4百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9百万円</td> </tr> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	取得価額相当額	6百万円	減価償却累計額相当額	1百万円	中間会計期間末残高相当額	4百万円	1年内	2百万円	1年超	6百万円	合計	9百万円	支払リース料	1百万円	減価償却費相当額	1百万円	支払利息相当額	0百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <p>(車両)</p> <table border="0"> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>13百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>中間会計期間末残高相当額</td> <td>8百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>14百万円</td> </tr> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 同左</p>	取得価額相当額	13百万円	減価償却累計額相当額	5百万円	中間会計期間末残高相当額	8百万円	1年内	4百万円	1年超	10百万円	合計	14百万円	支払リース料	2百万円	減価償却費相当額	1百万円	支払利息相当額	0百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p>(車両)</p> <table border="0"> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>3百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8百万円</td> </tr> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 同左</p>	取得価額相当額	6百万円	減価償却累計額相当額	3百万円	期末残高相当額	3百万円	1年内	2百万円	1年超	5百万円	合計	8百万円	支払リース料	2百万円	減価償却費相当額	2百万円	支払利息相当額	0百万円
取得価額相当額	6百万円																																																							
減価償却累計額相当額	1百万円																																																							
中間会計期間末残高相当額	4百万円																																																							
1年内	2百万円																																																							
1年超	6百万円																																																							
合計	9百万円																																																							
支払リース料	1百万円																																																							
減価償却費相当額	1百万円																																																							
支払利息相当額	0百万円																																																							
取得価額相当額	13百万円																																																							
減価償却累計額相当額	5百万円																																																							
中間会計期間末残高相当額	8百万円																																																							
1年内	4百万円																																																							
1年超	10百万円																																																							
合計	14百万円																																																							
支払リース料	2百万円																																																							
減価償却費相当額	1百万円																																																							
支払利息相当額	0百万円																																																							
取得価額相当額	6百万円																																																							
減価償却累計額相当額	3百万円																																																							
期末残高相当額	3百万円																																																							
1年内	2百万円																																																							
1年超	5百万円																																																							
合計	8百万円																																																							
支払リース料	2百万円																																																							
減価償却費相当額	2百万円																																																							
支払利息相当額	0百万円																																																							

[次へ](#)

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成15年9月30日)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	146,968	660,256	513,287

当中間会計期間末(平成16年9月30日)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	146,968	710,324	563,355

前事業年度末(平成16年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	146,968	787,394	640,426

(重要な後発事象)

前中間会計期間(自平成15年4月1日至平成15年9月30日)、当中間会計期間(自平成16年4月1日至平成16年9月30日)及び前事業年度(自平成15年4月1日至平成16年3月31日)のいずれにおいても該当ありません。

- (2) 【その他】  
該当ありません。

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |  |                           |
|--|---------------------------|
| (1) 臨時報告書  | 平成16年6月21日<br>関東財務局長に提出。  |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第18号（連結子会社の債権の取立不能及び取立遅延のおそれの発生）に基づく臨時報告書であります。     |                           |
| (2) 有価証券報告書の訂正報告書  | 平成16年6月28日<br>関東財務局長に提出。  |
| 平成15年6月27日提出の第1期有価証券報告書に係る訂正報告書であります。                                      |                           |
| (3) 有価証券報告書及びその添付書類<br>事業年度（第2期）（自平成15年4月1日至平成16年3月31日）                    | 平成16年6月28日<br>関東財務局長に提出。  |
| (4) 有価証券報告書の訂正報告書  | 平成16年12月17日<br>関東財務局長に提出。 |
| 平成15年6月27日提出の第1期有価証券報告書に係る訂正報告書であります。                                      |                           |
| (5) 半期報告書の訂正報告書  | 平成16年12月17日<br>関東財務局長に提出。 |
| 平成15年12月25日提出の第2期中半期報告書に係る訂正報告書であります。                                      |                           |
| (6) 有価証券報告書の訂正報告書  | 平成16年12月17日<br>関東財務局長に提出。 |
| 平成16年6月28日提出の第2期有価証券報告書に係る訂正報告書であります。                                      |                           |
| (7) 臨時報告書  | 平成16年12月27日<br>関東財務局長に提出。 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書であります。 |                           |

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月19日

株式会社みずほフィナンシャルグループ

取締役会 御中

### 新日本監査法人

代表社員 公認会計士 甲良 好夫  
関与社員

代表社員 公認会計士 成澤 和己  
関与社員

関与社員 公認会計士 松村 直季

関与社員 公認会計士 江見 睦生

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほフィナンシャルグループの平成15年4月1日から平成16年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び連結子会社の平成15年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注） 上記は、「独立監査人の中間監査報告書」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月22日

株式会社みずほフィナンシャルグループ

取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 甲良 好夫

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 成澤 和己

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松村 直季

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほフィナンシャルグループの平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び連結子会社の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注） 上記は、「独立監査人の中間監査報告書」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月19日

株式会社みずほフィナンシャルグループ

取締役会 御中

## 新日本監査法人

代表社員  
関与社員 公認会計士 甲良 好夫

代表社員  
関与社員 公認会計士 成澤 和己

関与社員 公認会計士 松村 直季

関与社員 公認会計士 江見 睦生

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほフィナンシャルグループの平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第2期事業年度の中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほフィナンシャルグループの平成15年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注） 上記は、「独立監査人の中間監査報告書」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月22日

株式会社みずほフィナンシャルグループ

取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 甲良 好夫

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 成澤 和己

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松村 直季

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほフィナンシャルグループの平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほフィナンシャルグループの平成16年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注） 上記は、「独立監査人の中間監査報告書」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。